

別冊

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算について

(情報)

目次

I	最高裁判決(平成22年7月6日)の要旨	1
II	従来の制度の概要	
1	生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算	2
2	損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算	4
III	所得税法施行令の改正の内容	5
1	相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算	6
(1)	制度の概要	6
①	旧相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算	6
②	新相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算	6
(2)	制度の詳細	7
①	旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算	7
i	確定年金の総収入金額算入額の計算	10
ii	終身年金の総収入金額算入額の計算	17
iii	有期年金の総収入金額算入額の計算	20
iv	特定終身年金の総収入金額算入額の計算	21
v	特定有期年金の総収入金額算入額の計算	22
vi	総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整	23
vii	剰余金又は割戻金の総収入金額算入	26
viii	必要経費算入額の計算等	26
②	新相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算	28
i	確定年金の総収入金額算入額の計算	29
ii	終身年金の総収入金額算入額の計算	32
iii	有期年金の総収入金額算入額の計算	34
iv	特定終身年金の総収入金額算入額の計算	35
v	特定有期年金の総収入金額算入額の計算	36
vi	総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整	37
vii	剰余金又は割戻金の総収入金額算入	37
2	相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算	38
(1)	制度の概要	38
①	旧相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算	38
②	新相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算	38
(2)	制度の詳細	38
①	旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算	38
i	確定型年金の総収入金額算入額の計算	40
ii	特定有期型年金の総収入金額算入額の計算	40
iii	総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整	40
iv	剰余金又は割戻金の総収入金額算入	40
v	必要経費算入額の計算等	41

② 新相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算	42
i 確定型年金の総収入金額の計算	42
ii 特定有期型年金の総収入金額の計算	42
iii 総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整	43
iv 剰余金又は割戻金の総収入金額算入	43
3 適用関係	44
IV 法令解釈通達の解説	
1 雑所得の例示	45
2 年金に代えて支払われる一時金	46
3 年金の種類判定	48
4 保証期間における当初年金受取人の契約年額と 当初年金受取人以外の者の契約年額が異なる場合	49

※ この情報は、平成 22 年 10 月 29 日現在において、施行されている法令等に基づいて作成しています。

I 最高裁判決(平成 22 年 7 月 6 日)の要旨

年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫が死亡したことにより、同契約に基づく第 1 回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた者が、その年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、年金の額から必要経費を控除した額を雑所得の金額として総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、当該年金は、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号により所得税を課することができないと主張して、更正の一部取消しを求めていた事案に対し、平成 22 年 7 月 6 日に、最高裁判決がありました。

最高裁判決の要旨は、次のとおりです。

- (1) 所得税法第 9 条第 1 項第 15 号(現行第 16 号)にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。
- (2) 年金の方法により支払を受ける保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法(平成 22 年度改正前の相続税法)第 24 条第 1 項第 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額とその残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の当該現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。
- (3) したがって、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号(現行第 16 号)により所得税の課税対象とならないものというべきである。
- (4) 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないというべきである。
- (5) 所得税法第 207 条の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法に定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法第 208 条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものとして解するのが相当である。

II 従来の制度の概要

1 生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算

生命保険契約等(※)に基づく年金(公的年金等を除きます。)の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、次によることとされています(令 183①、④)。

※ 「生命保険契約等」とは、次に掲げるものをいいます(令 183③)。

- ・ 生命保険契約(生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約をいいます。)、旧簡易生命保険契約及び生命共済に係る契約
- ・ 所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する退職金共済契約
- ・ 退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約
- ・ 確定給付企業年金法第 3 条第 1 項に規定する確定給付企業年金に係る規約
- ・ 所得税法第 75 条第 2 項第 1 号に規定する契約(小規模企業共済契約)
- ・ 確定拠出年金法第 4 条第 3 項に規定する企業型年金規約及び同法第 56 条第 3 項に規定する個人型年金規約

(1) その年金の支払開始の日以後にその年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 183①一)。

(2) その年に支払を受けるその年金の額に、次の①に掲げる金額のうち②に掲げる金額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下切上げ)を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入します(令 183①二、四)。

① 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

i その支払開始の日において支払総額が確定している年金 …… その支払総額

ii その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 …… 支払総額の見込額(※)

※ 所得税法施行令第 82 条の 3 第 2 項の規定に準じて計算した額。

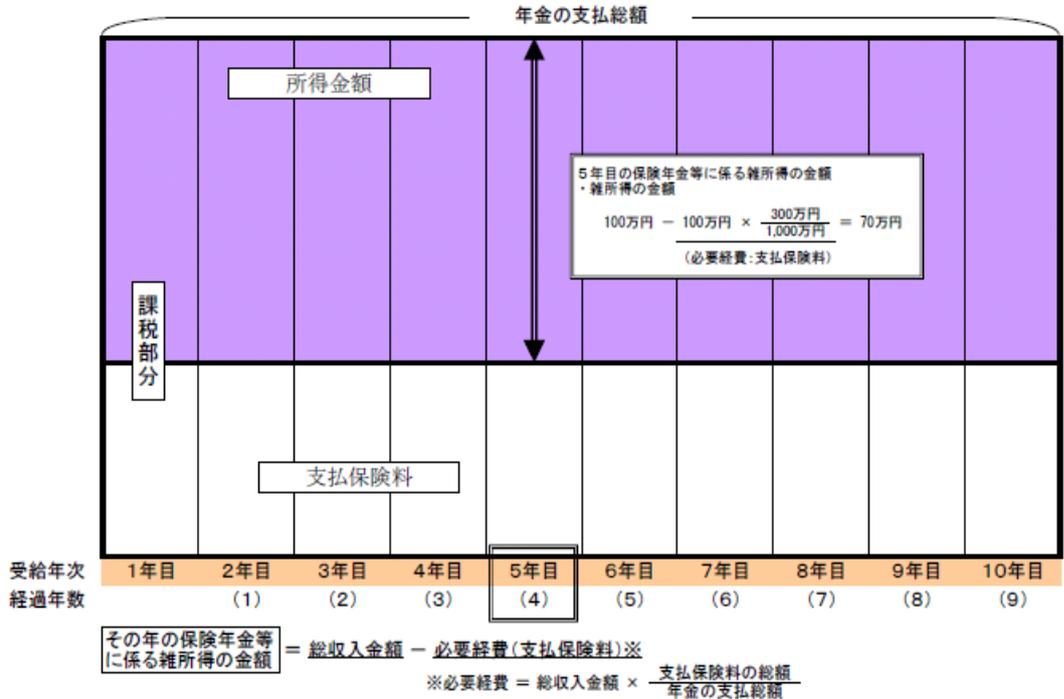
② 生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

(3) 生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、前記(2)②の保険料又は掛金の総額は、その生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、前記(2)① i 又は ii に掲げる支払総額又は支払総額の見込額と一時金の額との合計額のうちその支払総額又は支払総額の見込額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下切上げ)を乗じて計算した金額とします(令 183①三、四)。

(4) 前記(2)又は(3)の保険料又は掛金の総額について、年金の支払開始の前日又は一時金の支払の前日にその生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は生命保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合には、保険料又は掛金の総額は、その保険料又は掛金の総額からその剰余金又は割戻金の額を控除した金額に相当する金額とします(令 183④三)。

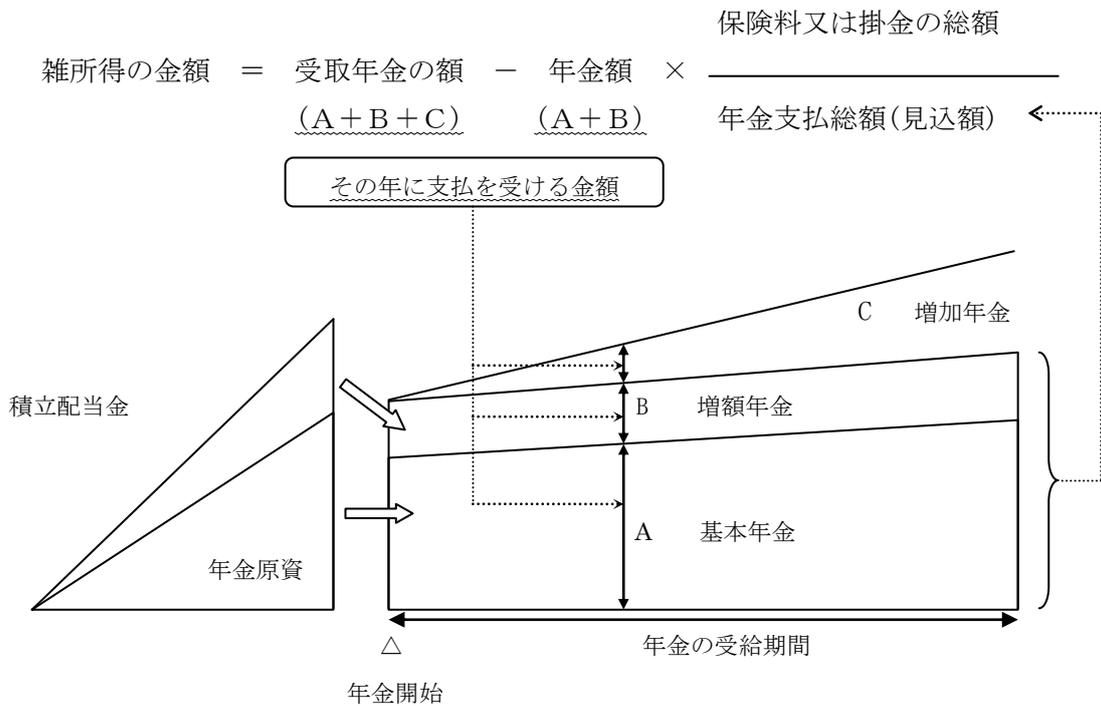
保険年金に係る所得金額の計算(イメージ)
 =一般の保険年金:残存期間10年=

(事例)
 年100万円 残存期間年数10年
 支払保険料の総額300万円 の確定年金



～参考～

【生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算の概要】



2 損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算

損害保険契約等(※)に基づく年金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、次によることとされています(令 184①)。

※ 「損害保険契約等」とは、所得税法第 76 条第 3 項第 4 号に掲げる保険契約で生命保険契約以外のもの、同法第 77 条第 2 項各号に掲げる契約及び所得税法施行令第 326 条第 2 項各号(第 2 号を除きます。)に掲げる契約をいいます。

(1) 年金の支払開始の日以後にその年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 184①一)。

(2) その年に支払を受けるその年金の額に、次の①に掲げる金額のうち②に掲げる金額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下切上げ)を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入します(令 184①二)。

① 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

i その支払開始の日において支払総額が確定している年金

…………… その支払総額

ii その支払開始の日において支払総額が確定していない年金

…………… 支払見込期間に応じた支払総額の見込額

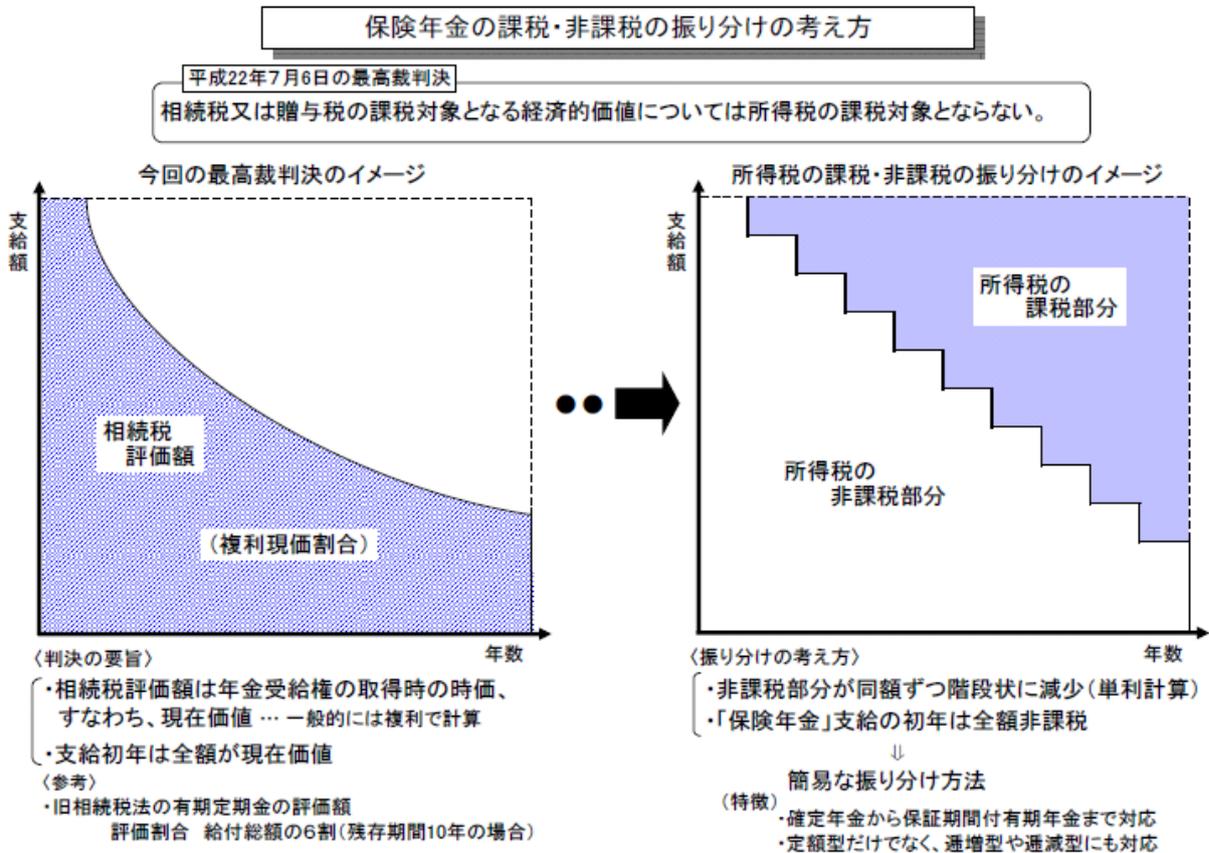
② 損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

Ⅲ 所得税法施行令の改正の内容

前記Ⅰのとおり、これまでは、生命保険契約等に基づく年金については、相続等により取得したものであるか否かを問わず、その支払を受ける年金の所得金額全額を所得税の課税対象として取り扱っていたところ、相続税の課税対象となる部分については所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)がありました。

この判決を踏まえ、相続人等が相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金については、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするため、所得税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第214号)(以下「改正政令」といいます。)により所得税法施行令を改正して、相続等に係る生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算規定が新たに設けられました。

具体的には、相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出するものです。



1 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算

(1) 制度の概要

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおりとされました(令 185)。

① 旧相続税法対象年金(※)に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算(令 185①)

イ その年に支払を受ける年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金(いわゆる保証期間付終身年金)又は特定有期年金(いわゆる保証期間付有期年金)の種類に応じて、その支払開始日における残存期間年数又は余命年数と当該年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①)。

ロ 上記イの総収入金額に対応する必要経費は、その生命保険契約等に係る支払保険料のうち、その総収入金額算入額に対応する部分とします。

※ 「旧相続税法対象年金」とは、年金に係る権利について所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)第 3 条の規定による改正前の相続税法第 24 条((定期金に関する権利の評価))の規定の適用があるものをいいます。改正前の相続税法第 24 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用されます。

なお、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に締結された(※)定期給付金契約に関する権利(年金払いで受け取る死亡保険金(個人年金保険や一時払終身保険を除きます。)や確定給付企業年金など一定のものを除きます。)で、平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものについても改正後の評価方法が適用されます(以下改正後の相続税法第 24 条の規定の適用がある年金を「新相続税法対象年金」といいます。)

※ 平成 22 年 4 月 1 日前に締結された定期金給付契約のうち、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に変更(軽微な変更を除きます。)があった契約については、その変更があった日に新たに定期金給付契約が締結されたものとみなされます。

～参考～

定期金に関する権利の評価の改正の概要については、国税庁作成のパンフレット「定期金に関する権利の評価が変わりました」(平成 22 年 5 月)を参照してください。

② 新相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算(令 185②)

イ その年に支払を受ける年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、その年金に係る相続税評価割合とその年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します。

ロ 上記イの総収入金額に対応する必要経費は、前記①ロに準じます。

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算の主な構成 (所令 185 条)

1：旧相続税法対象年金	2：新相続税法対象年金
<p>(1) 総収入金額算入額の計算</p> <p>① 確定年金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 残存期間年数 10 年以下 ロ 残存期間年数 10 年超 55 年以下 ハ 残存期間年数 55 年超 <p>② 終身年金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 支払開始日余命年数 10 年以下 ロ 支払開始日余命年数 10 年超 55 年以下 ハ 支払開始日余命年数 55 年超 <p>③ 有期年金</p> <p>④ 特定終身年金 (保証期間付終身年金)</p> <p>⑤ 特定有期年金 (保証期間付有期年金)</p> <p>⑥ 総収入金額算入額が年金支払額を 超える場合の計算の特例</p> <p>(2) 必要経費算入額の計算</p>	<p>(1) 総収入金額の計算</p> <p>① 確定年金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相続税評価割合 50% 超 ロ 相続税評価割合 50% 以下 <p>② 終身年金</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相続税評価割合 50% 超 ロ 相続税評価割合 50% 以下 <p>③ 有期年金</p> <p>④ 特定終身年金 (保証期間付終身年金)</p> <p>⑤ 特定有期年金 (保証期間付有期年金)</p> <p>⑥ 総収入金額算入額が年金支払額を 超える場合の計算の特例</p> <p>(2) 必要経費算入額の計算</p>

(2) 制度の詳細

① 旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算

生命保険契約等に基づく年金(公的年金等を除きます。)の支払を受ける居住者が、旧相続税法対象年金に係る保険金受取人等(※)に該当する場合には、その者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、前記Ⅱ 1 の計算方法(所得税法施行令第 183 条第 1 項)によらず、次によることとされました(令 185①)。

その年に支払を受ける年金が、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金のいずれであるかにより、次の i から v により、その年金に係るその年分の雑所得に係る総収入金額に算入する金額を計算します。

※ 「保険金受取人等」とは、次に掲げる者をいいます(令 185③一)。

- ・ 相続税法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険金受取人
- ・ 相続税法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する定期金受取人となった場合における当該定期金受取人
- ・ 相続税法第 3 条第 1 項第 6 号に規定する定期金に関する権利を取得した者
- ・ 相続税法第 5 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含みます。)に規定する保険金受取人
- ・ 相続税法第 6 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含みます。)に規定する定期金受取人
- ・ 相続税法第 6 条第 3 項に規定する定期金受取人
- ・ 相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となった者

種 類	内 容
確定年金 (令 185①一)	年金の支払開始日(※1)において支払総額(※2)が確定している年金
終身年金 (令 185①二)	年金の支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で契約対象者(※3)の生存中に限り支払われるもの
有期年金 (令 185①三)	年金の支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者がその期間(以下「支払期間」といいます。)内に死亡した場合にはその死亡後の支払期間につき支払を行わないもの
特定終身年金 (令 185①四)	年金の支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で、契約対象者の生存中支払われるほか、当該契約対象者がその支払開始日以後一定期間(以下「保証期間」といいます。)内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支払が継続されるもの
特定有期年金 (令 185①五)	年金の支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支払が継続されるもの

※1 「支払開始日」とは、その年金の最初の支払開始の日において年金の支払を受ける者の次に掲げる場合に
 応じ、それぞれ次に定める日をいいます。

- ① 保険金受取人等である居住者である場合(相続等により年金の支払が開始される場合)
 …… その支払開始日
- ② 保険金受取人等である居住者以外の者である場合(既に被相続人等が受給していた年金を相続等により引き継ぐ場合)
 …… その保険金受取人等である居住者(以下単に「居住者」といいます。)が最初に年金の支払を受ける日

※2 「支払総額」とは、年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の総額のうち、居住者が支払を受ける金額をいいます。

なお、支払開始日以後にその生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額相当額を除きます。

※3 「契約対象者」とは、年金の支払の基礎となる生命保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいいます。

～参考～

生命保険契約において、保険金支払事由が発生し、その保険金支払事由発生日以後にその保険金を原資として新たに年金契約を締結した場合のその分割して支払われる年金は、所得税法施行令第 183 条第 1 項に規定する生命保険契約等に基づく年金には当たりません。

なお、この分割して支払われる年金に係る雑所得の金額の計算においては、保険金の額のうちその年中に受け取るべき年金の額に相当する部分の金額を必要経費に算入することとなります。

各種年金のイメージ

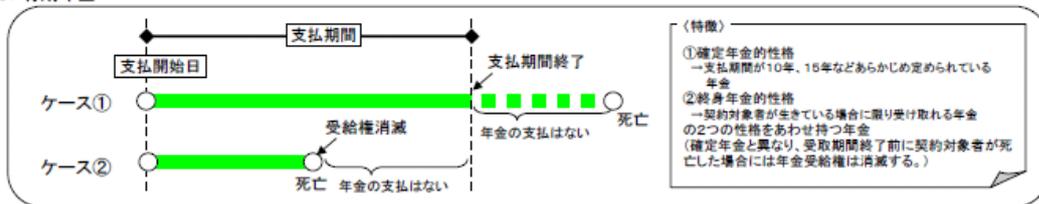
1. 確定年金



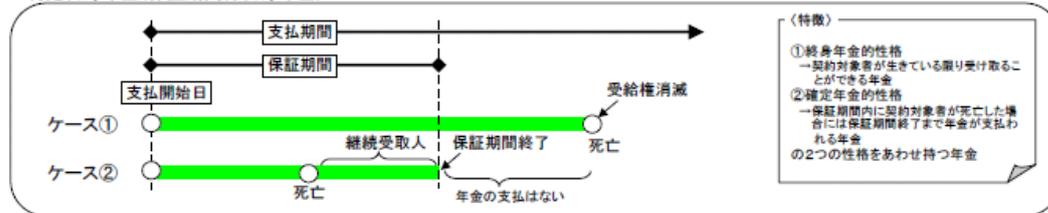
2. 終身年金



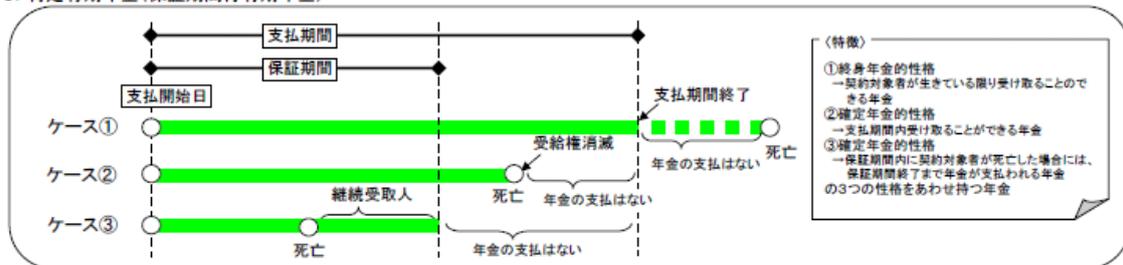
3. 有期年金



4. 特定終身年金(保証期間付終身年金)



5. 特定有期年金(保証期間付有期年金)



～参考～

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金のいずれであるかの判定は、年金の支払を受ける者のその年金の支払開始日の現況において行います（所基通 35-4 の2）。

特定終身年金について、契約対象者が年金の支払開始日以後保証期間内に死亡した場合、年金の継続受取人が残存保証期間中に受けるときの、その年金の種類は、確定年金となります。

i 確定年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける確定年金の額(年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その残存期間年数に基づく次のイからハに掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額に係る支払年金対応額(※)の合計額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①一)。

※ 支払年金対応額=各算式により計算した金額×その年金の額に係る月数/12

～参考～

支払年金対応額とは、対象となる年金の支払が1年に複数回である場合において、算式により計算した金額をその支払を受ける各年金の額に対応させるために求める金額です。

イ 残存期間年数(※1)が10年以下の確定年金

【算式】

一課税単位当たりの金額(※2)×経過年数(※3)

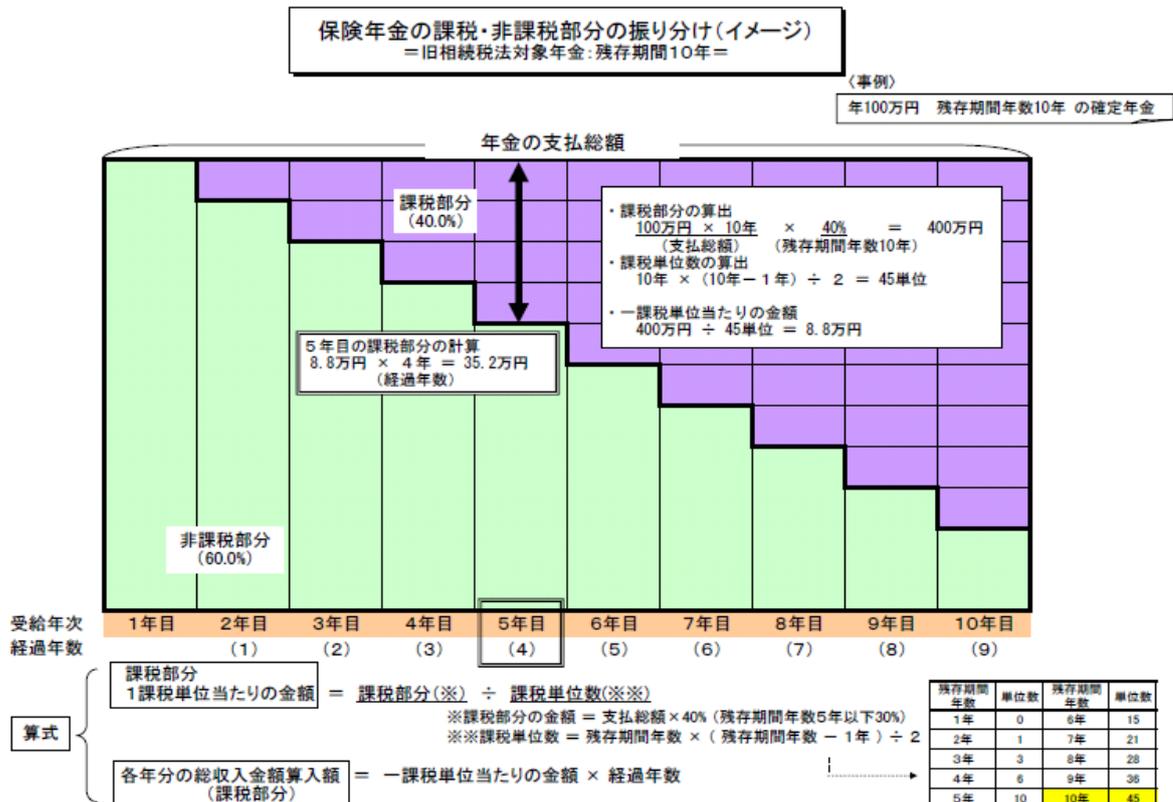
※1 「残存期間年数」とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数(1年未満の端数切上げ)をいいます。

※2 「一課税単位当たりの金額」とは、残存期間年数に応じ次により計算した金額です。

- a 残存期間年数が5年以下の場合 …… 確定年金の支払総額×30%÷課税単位数(※)
- b 残存期間年数が5年超え10年以下の場合 …… 確定年金の支払総額×40%÷課税単位数

※ 課税単位数=残存期間年数×(残存期間年数-1年)÷2

※3 「経過年数」とは、年金の支払開始日からその支払を受ける日までの年数(1年未満の端数切捨て)をいいます。



□ 残存期間年数が10年を超え55年以下の確定年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次のa又はbの算式により計算

a その支払を受ける日が特定期間(※1)内の日である場合

…………… 一単位当たりの金額(※2)×経過年数

b その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合

…………… 一単位当たりの金額×{残存期間年数－(調整年数＋1年)}

※1 「特定期間」とは、年金の支払開始日から、残存期間年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいいます。

なお、調整年数は、残存期間年数に応じそれぞれ次のとおりです(令185③二)。

残存期間年数	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超 55年以下
調整年数	1年	5年	13年	28年

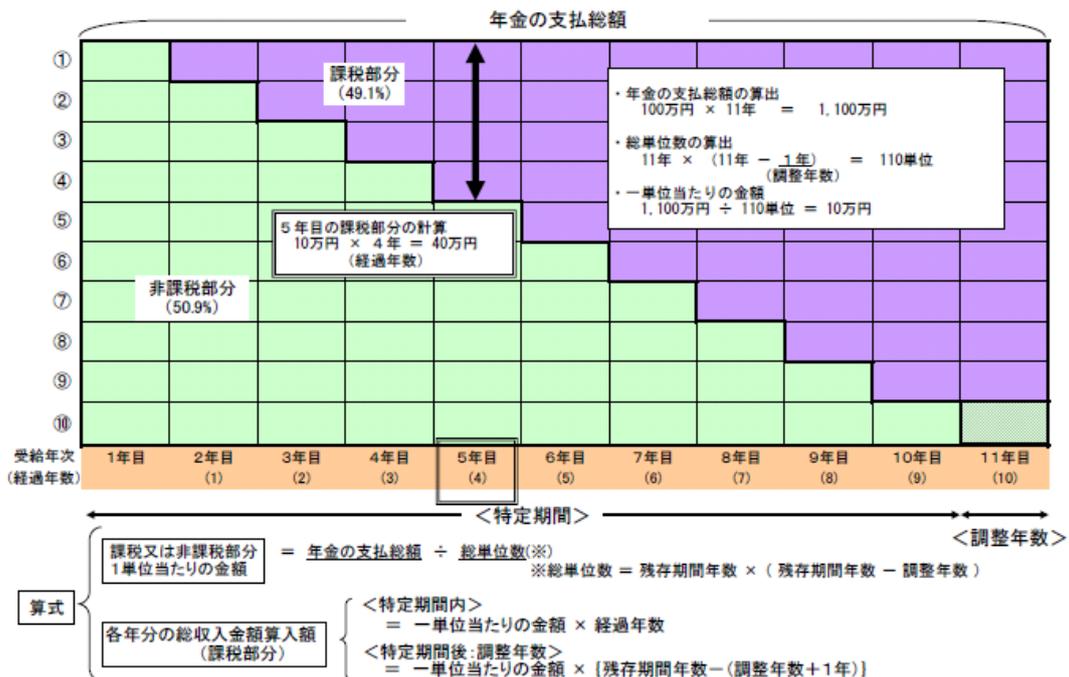
※2 一単位当たりの金額＝確定年金の支払総額÷総単位数(※)

※ 総単位数＝(残存期間年数－調整年数)×残存期間年数

保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
＝旧相続税法対象年金:残存期間11年(調整年数1年)＝

(事例)

年100万円 残存期間年数11年の確定年金



～参考～

経過年数の算定においては、1年未満の端数を切り捨てることとされています。

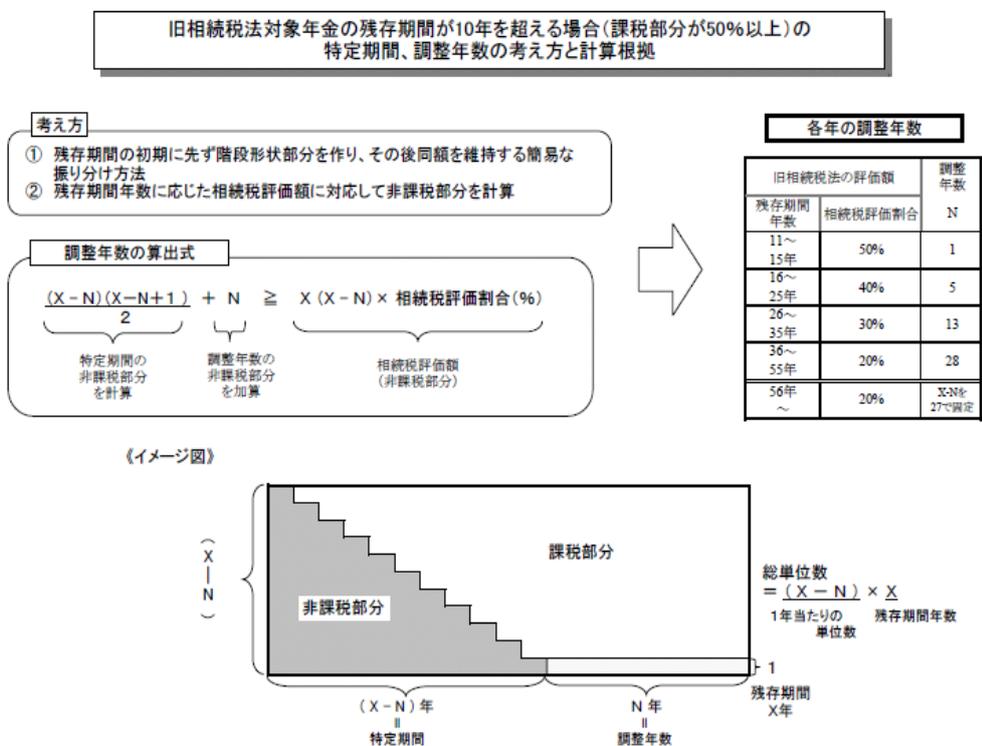
年金支給初年における上記算式中の経過年数は「0」となることから、結果として、雑所得の総収入金額に算入する金額も「0」となります。つまり、年金支給初年は、全額非課税となります。

～参考～

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を受けた場合のその支払を受けた年金については、相続税の課税対象部分以外が所得税の課税対象となり、また、その課税対象部分は、年金支給2年目以降同額ずつ階段状に増加していく方法により計算することとされています(年金支給初年は全額非課税)。

ところで、単にこの方法によった場合、旧相続税法対象年金の残存期間年数が10年を超えるときには、相続税評価割合が50%以下となるとところ所得税の課税対象部分が50%以上となり、一定の期間(下図「特定期間」)を経過すると、年金の全額が課税対象部分となってしまう、いわゆる元本部分が「0」となってしまいます。

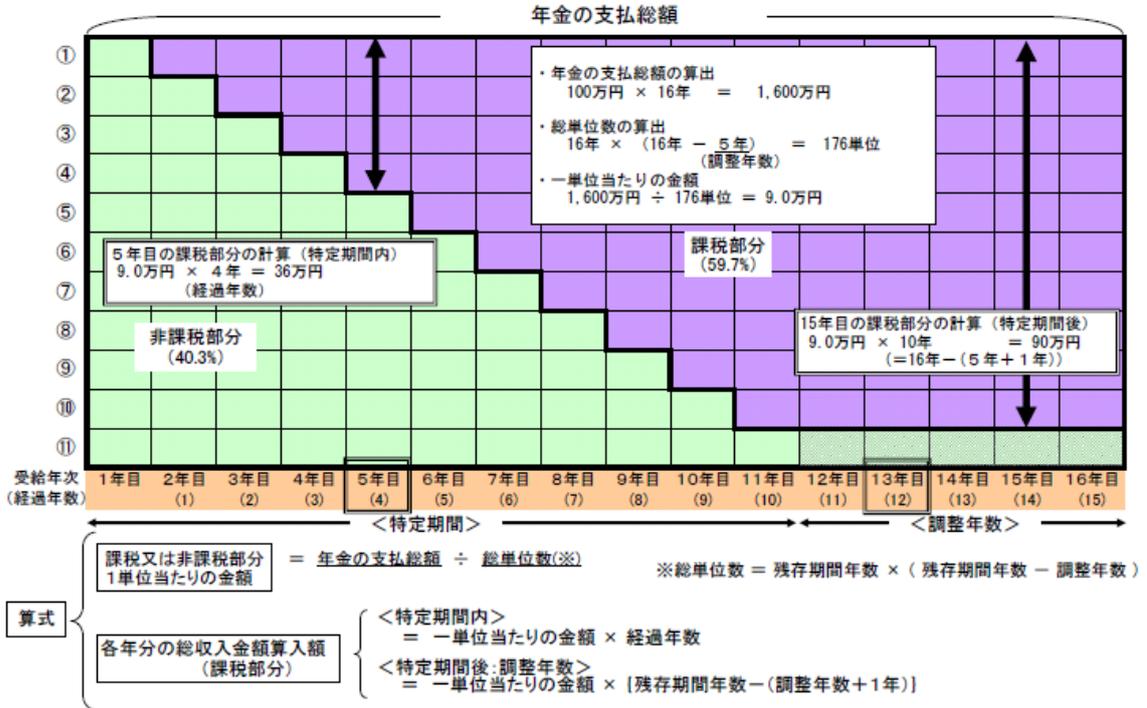
そこで、このような場合に対応するため、次の考え方に基づいて規定がされています。



保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
 =旧相続税法対象年金:残存期間16年(調整年数5年)=

<事例>

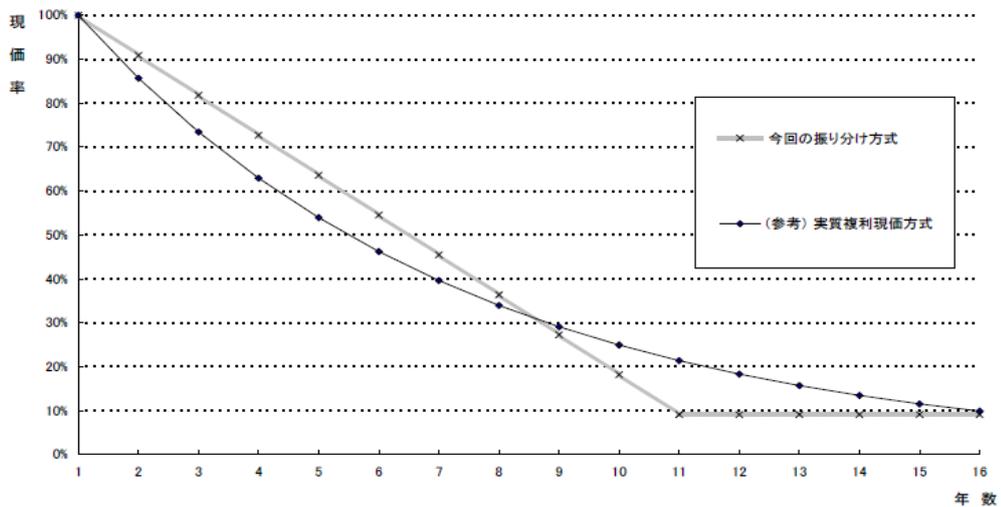
年100万円 残存期間年数16年の確定年金



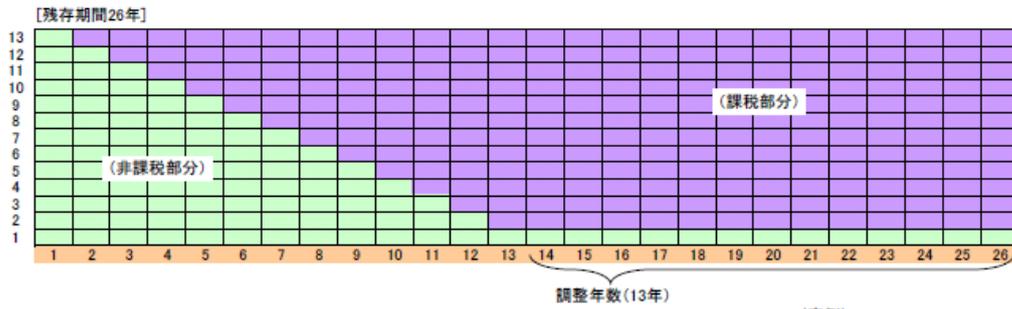
～参考～

所得税の課税部分の計算について、最高裁判決を踏まえ、相続税評価額を現在価値として残存期間に割り振ることとする場合の考え方を参考に、一般的な複利現価の方法によった場合と、所得税法施行令に規定された方法によった場合を、比較したイメージは下図のとおりです。

今回の振り分け方式と実質複利現価方式による現価率の比較
 =旧相続税法対象年金:残存期間16年=

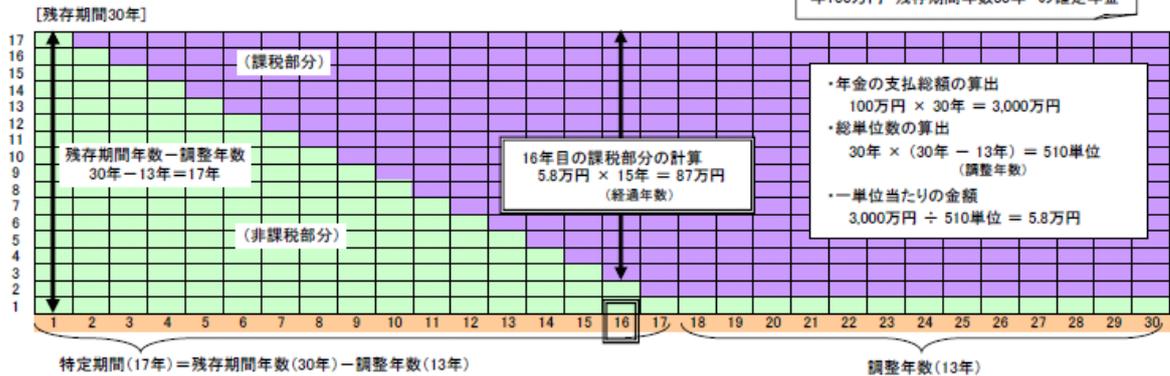


保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
 =旧相続税法対象年金:残存期間26年・30年(調整年数13年)=

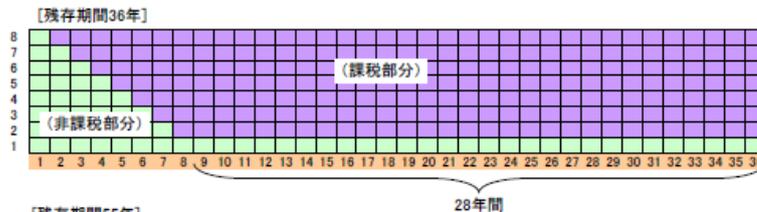


(事例)

年100万円 残存期間年数30年 の確定年金

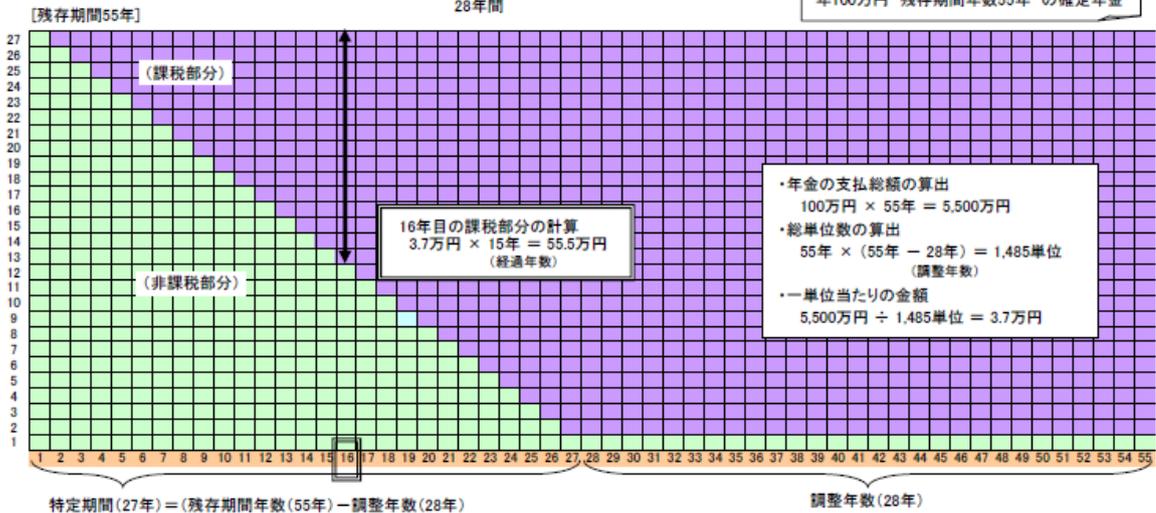


保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
 =旧相続税法対象年金:残存期間36年・55年(調整年数28年)=



(事例)

年100万円 残存期間年数55年 の確定年金



ハ 残存期間年数が55年を超える確定年金

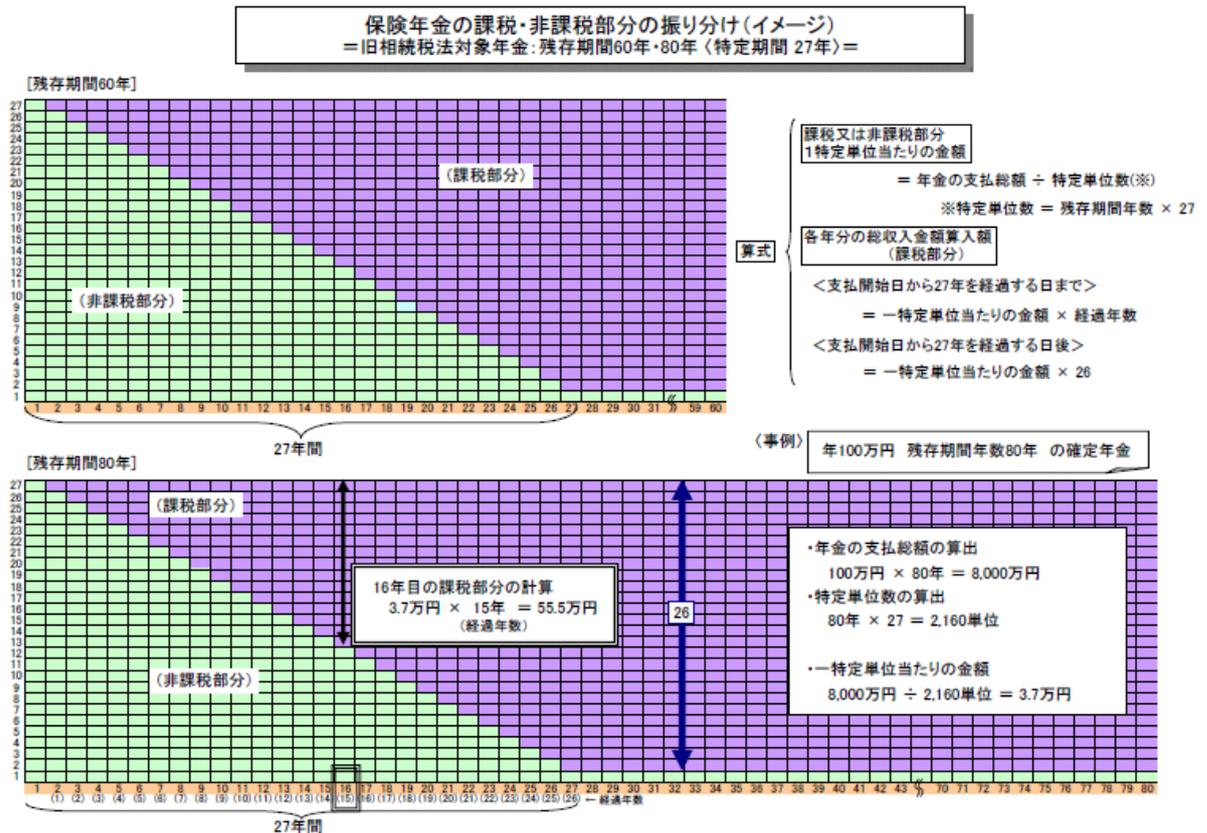
【算式】

その支払を受ける日に応じて次のa又はbの算式により計算

- a その支払を受ける日が支払開始日から27年を経過する日までの期間内の日である場合
 …………… 一特定単位当たりの金額(※)×経過年数
- b その支払を受ける日が支払開始日から27年を経過する日後である場合
 …………… 一特定単位当たりの金額×26

※ 一単特定単位当たりの金額＝確定年金の支払総額÷特定単位数(※)

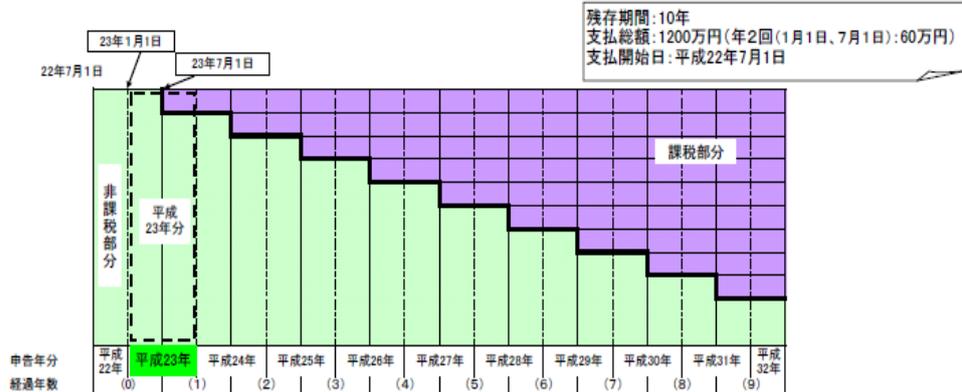
※ 特定単位数＝残存期間年数×27



～参考(支払年金対応額)～

支払年金対応額の計算(旧相続税法対象年金)
=年2回払いにおける総収入金額算入額の算出=

<事例>



平成23年分の雑所得の総収入金額算入額の算出計算

(参考1) 課税割合(新所令185①-イ)

残存期間	課税割合
5年以下	30%
5年超～10年以下	40%

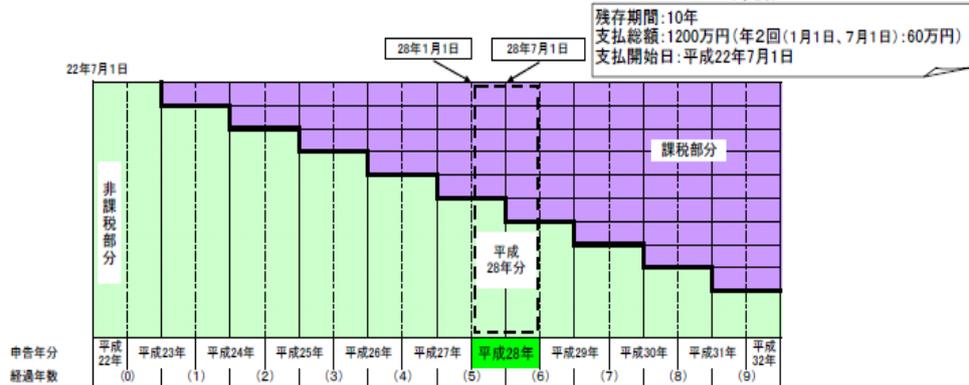
(参考2) 課税単位数

残存期間 年数	単位数	残存期間 年数	単位数
1年	0	6年	15
2年	1	7年	21
3年	2	8年	28
4年	3	9年	36
5年	4	10年	45

- 1課税単位数当たりの金額: $1,200万円 \times 40\% \div 45 = 10.6万円$
(支払総額) (課税割合) (課税単位数)
- 各支払日における(1)経過年数、及び、(2)支払年金対応額の算出
 - 平成23年1月1日支払分
 - (1)平成23年1月の支払日における経過年数:0年(0年6ヶ月:一年未満切り捨て)
 - (2) $10.6万円 \times 0(年) \div 12ヶ月 \times 6ヶ月 = 0円$
(1単位当たり金額) (経過年数) (月割り) (年金の額に係る月数)
 - 平成23年7月1日支払分
 - (1)平成23年7月の支払日における経過年数:1年
 - (2) $10.6万円 \times 1(年) \div 12ヶ月 \times 6ヶ月 = 5.3万円$
- 平成23年分の総収入金額算入額(支払年金対応額)の合計額:0円+5.3万円=5.3万円

支払年金対応額の計算(旧相続税法対象年金)
=年2回払いにおける総収入金額算入額の算出=

<事例>



平成28年分の雑所得の総収入金額算入額の算出計算

(参考1) 課税割合(新所令185①-イ)

残存期間	課税割合
5年以下	30%
5年超～10年以下	40%

(参考2) 課税単位数

残存期間 年数	単位数	残存期間 年数	単位数
1年	0	6年	15
2年	1	7年	21
3年	2	8年	28
4年	3	9年	36
5年	4	10年	45

- 1課税単位数当たりの金額: $1,200万円 \times 40\% \div 45 = 10.6万円$
(支払総額) (課税割合) (課税単位数)
- 各支払日における(1)経過年数、及び、(2)支払年金対応額の算出
 - 平成28年1月1日支払分
 - (1)平成28年1月の支払日における経過年数:5年(5年6ヶ月:一年未満切り捨て)
 - (2) $10.6万円 \times 5(年) \div 12ヶ月 \times 6ヶ月 = 26.5万円$
(1単位当たり金額) (経過年数) (月割り) (年金の額に係る月数)
 - 平成28年7月1日支払分
 - (1)平成28年7月の支払日における経過年数:6年
 - (2) $10.6万円 \times 6(年) \div 12ヶ月 \times 6ヶ月 = 31.8万円$
- 平成28年分の総収入金額算入額(支払年金対応額)の合計額:26.5万円+31.8万円=58.3万円

ii 終身年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける終身年金の額(年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その支払開始日余命年数に基づく次のイからハに掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額に係る支払年金対応額の合計額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①二)。

イ 支払開始日余命年数(※1)が10年以下の終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が余命期間(※2)内の日である場合

…………… 一課税単位当たりの金額(※3)×経過年数

b その支払を受ける日が余命期間の終了の日後である場合

…………… 一課税単位当たりの金額×(支払開始日余命年数－1年)

※1 「支払開始日余命年数」とは、契約対象者についての年金の支払開始日における所得税法施行令別表「余命年数表」に定める余命年数をいいます。

※2 「余命期間」とは、年金の支払開始日から支払開始日余命年数を経過する日までの期間をいいます。

※3 「一課税単位当たりの金額」とは、支払開始日余命年数に応じ次により計算した金額をいいます。

a 支払開始日余命年数が5年以下の場合

…………… 年金支払総額見込額(※4)×30%÷課税単位数(※)

b 支払開始日余命年数が5年超え10年以下の場合

…………… 年金支払総額見込額×40%÷課税単位数

※ 課税単位数＝支払開始日余命年数×(支払開始日余命年数－1年)÷2

※4 支払総額見込額＝契約年額(※5)×支払開始日余命年数

※5 「契約年額」とは、年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の年額のうちその居住者が支払を受ける金額をいいます。

なお、年金の支払開始日以後に当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除きます。

～参考～

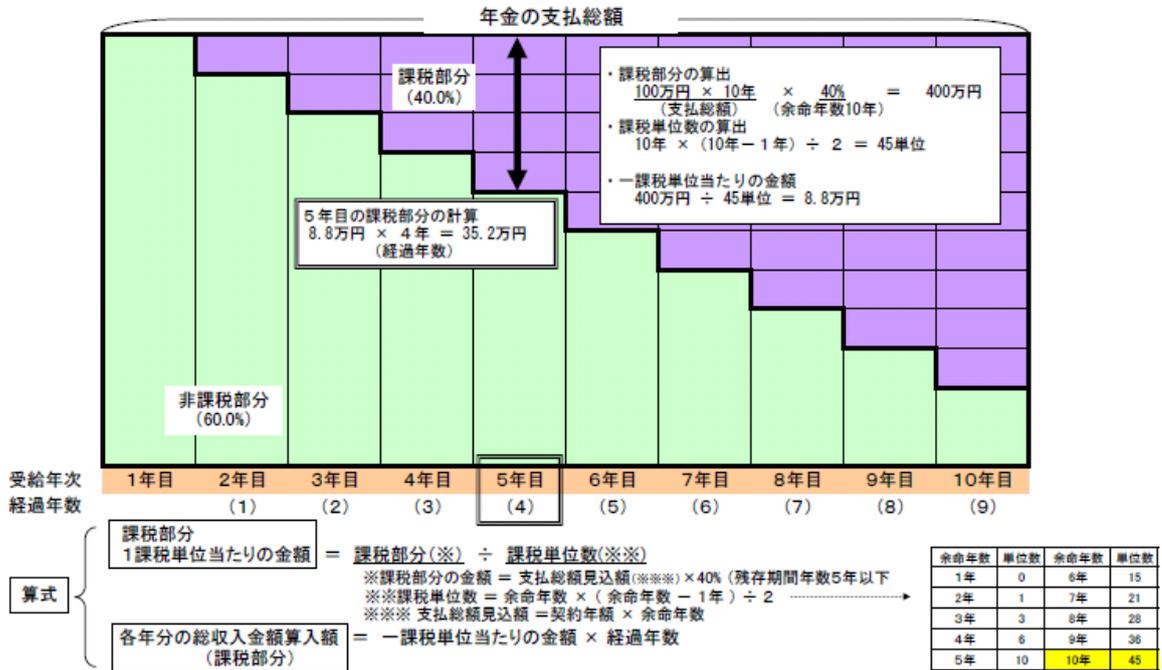
○ 契約年額について、その年金の支払の基礎となる生命保険契約等に定められる年金の年額が毎年同額でないときの「年金の年額」は、相続税における定期金に関する権利の評価の取扱いに準じて取り扱います。

例えば、終身年金については、その契約対象者が支払開始日余命年数の間に受けるべき金額の合計額をその年数で除して得た金額となります。

保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
=旧相続税法対象年金:余命年数10年=

<事例>

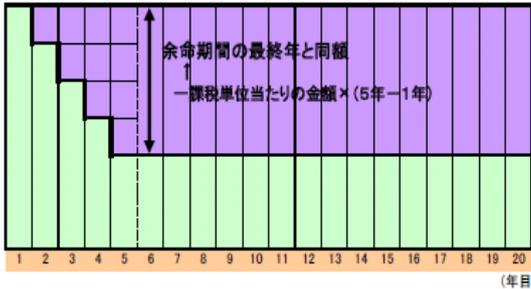
年100万円 余命年数10年の終身年金



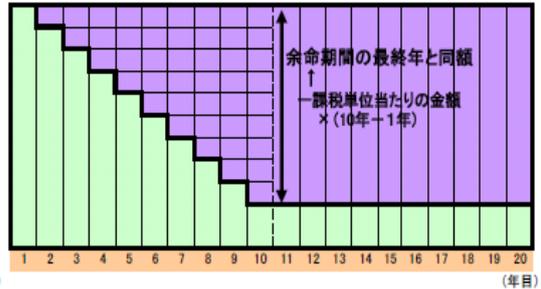
(注) 終身年金についても確定年金と同じ考え方による。終身年金の場合には、確定年金の場合の残存期間年数に代えて、支払開始日における契約対象者の余命年数(所得税法旅行令に定める余命年数をいう。)を基準に振り分けを行う。

終身年金(旧相続税法対象年金)
=余命年数を超過して年金を受け取る場合=

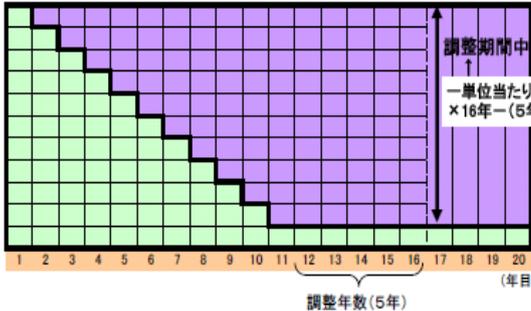
○ 余命年数が5年の場合(男性82歳~、女性87歳~)



○ 余命年数が10年の場合(男性72歳~、女性76歳~)



○ 余命年数が16年の場合



余命期間経過後の年分における総収入金額算入額の計算

○ 余命年数が10年以下の場合 [余命期間最終年と同額]
その年分の総収入金額算入額
= 一課税単位当たりの金額 × (余命年数 - 1年)

○ 余命年数が10年超55年以下の場合 [調整期間中と同額]
その年分の総収入金額算入額
= 一単位当たりの金額 × [余命年数 - (調整年数 + 1年)]

ロ 支払開始日余命年数が 10 年を超え 55 年以下の終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

- a その支払を受ける日が特定期間(※1)内の日である場合
 …… 一単位当たりの金額(※2)×経過年数
- b その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合
 …… 一単位当たりの金額×{支払開始日余命年数－(調整年数＋1年)}

※1 「特定期間」とは、年金の支払開始日から、支払開始日余命年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいいます。

なお、調整年数は、支払開始日余命年数に応じそれぞれ次のとおりです(令 185③二)。

残存期間年数	10 年超 15 年以下	15 年超 25 年以下	25 年超 35 年以下	35 年超 55 年以下
調整年数	1 年	5 年	13 年	28 年

※2 一単位当たりの金額＝年金支払総額見込額÷総単位数(※)

※ 総単位数＝(支払開始日余命年数－調整年数)×支払開始日余命年数

ハ 支払開始日余命年数が 55 年を超える終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

- a その支払を受ける日が支払開始日から 27 年を経過する日までの期間内の日である場合
 …… 一特定単位当たりの金額(※)×経過年数
- b その支払を受ける日が支払開始日から 27 年を経過する日後である場合
 …… 一特定単位当たりの金額×26

※ 一特定単位当たりの金額＝年金支払総額見込額÷特定単位数(※)

※ 特定単位数＝支払開始日余命年数×27

iii 有期年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける有期年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ又はロに掲げる有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①三)。

イ 次のロに掲げる有期年金以外の有期年金

【算式】

その有期年金について、支払期間年数(※)を残存期間年数とし、支払総額見込額(有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます。)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

※ 「支払期間年数」とは、支払期間に係る年数をいいます(1年未満の端数切上げ)。

ロ 支払期間年数が支払開始日余命年数を超える有期年金

【算式】

その有期年金について、その有期年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記 ii における支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

iv 特定終身年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける特定終身年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ及びロに掲げる特定終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①四)。

イ 次のロに掲げる特定終身年金以外の特定終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が保証期間内の日である場合

…………… その特定終身年金について、保証期間年数(※)を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定終身年金の契約年額に保証期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

b その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合

…………… 保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうち a により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

※ 「保証期間年数」とは、保証期間に係る年数をいいます(1年未満の端数切上げ)。

ロ 余命期間経過時点における非課税所得累計額(※1)が保証期間経過時点における非課税所得累計額(※2)を超える特定終身年金

【算式】

その特定終身年金について、その特定終身年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記 ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

※1 「余命期間経過時点における非課税所得累計額」とは、余命期間内の各年において、その特定終身年金についてその特定終身年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記 ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額の総額を当該支払総額見込額から控除した金額をいいます。

※2 「保証期間経過時点における非課税所得累計額」とは、保証期間内の各年において、その特定終身年金について上記イ a の確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額の総額を上記イ a の支払総額見込額から控除した金額をいいます。

v 特定有期年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける特定有期年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ又はロの特定有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①五)。

イ 次のロに掲げる特定有期年金以外の特定有期年金

【算式】

その特定有期年金について、支払期間年数(※)を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

※ 「支払期間年数」とは、特定有期年金の有期の期間(支払期間)に係る年数をいいます(1年未満の端数切上げ)。

ロ 支払期間年数が支払開始日余命年数を超える特定有期年金

【算式】

(イ)又は(ロ)の特定有期年金の区分に応じそれぞれ(イ)又は(ロ)により計算

(イ) 次の(ロ)に掲げる特定有期年金以外の特定有期年金

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が保証期間内の日である場合

…………… その特定有期年金について、保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定有期年金の契約年額に保証期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

b その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合

…………… 保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうち a により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

(ロ) 余命期間経過時点における非課税所得累計額(※1)が保証期間経過時点における非課税所得累計額(※2)を超える特定有期年金

その特定有期年金について、その特定有期年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記 ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

※1 「余命期間経過時点における非課税所得累計額」とは、余命期間内の各年において、その特定有期年金についてその特定有期年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記 ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額の総額を当該支払総額見込額から控除した金額をいいます。

※2 「保証期間経過時点における非課税所得累計額」とは、保証期間内の各年において、その特定有期年金について上記(イ) a の確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額の総額を前記イ a の支払総額見込額から控除した金額をいいます。

旧相続税法対象年金（生保年金）の総収入金額の計算

種 類	総収入金額算入額（課税所得）の計算
①確定年金 [所令 185①一]	残存期間年数で区分した上で、 支払総額と残存期間年数を基に所得金額を計算
②終身年金 [所令 185①二]	余命年数で区分した上で、 支払総額見込額と余命年数を基に所得金額を計算
③有期年金 [所令 185①三]	以下の a と b の年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a 支払期間（有期の期間）の年数 … ①の確定年金として計算 b 余命年数 … ②の終身年金として計算
④特定終身年金 （保証期間付終身年金） [所令 185①四]	以下の a と b の金額のいずれか多い方の年金として、所得金額を計算 a 保証期間経過時点の非課税所得累計額 … ①の確定年金として計算 b 余命期間経過時点の非課税所得累計額 … ②の終身年金として計算
⑤特定有期年金 （保証期間付有期年金） [所令 185①五]	第一段階（支払期間との関係） 以下の a と b の年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a 支払期間（有期の期間）の年数 … ①の確定年金として計算 b 余命年数 ⇒ 第二段階へ 第二段階（保証期間との関係） 以下の c と d の金額のいずれか多い方の年金として、所得金額を計算 d 余命期間経過時点の非課税所得累計額 … ②の終身年金として計算 c 保証期間経過時点の非課税所得累計額 … ①の確定年金として計算

支払開始日に支払総額が確定していない年金

vi 総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整

その支払を受ける年金につき前記 i 又は ii（前記 iii から v までの例によることとされる場合を含みます。）により計算した支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合には、支払年金対応額は、前記 i 又は ii における一課税単位当たりの金額、一単位当たりの金額又は一特定単位当たりの金額の整数倍の金額にその年金の額に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額のうちその年金の額に満たない最も多い金額とします(令 185 ①六)。

～参考～

支払年金対応額は、年金の契約年額と基準となる年数を基に計算することとされていることから、年金の支払額がその支払期間を通じて定額という前提で計算されることとなります。

一方、実際の年金の支払方法には、いわゆるつなぎ年金のような支払額が減少するものや、育英年金のような支払額が増加するものが存します。

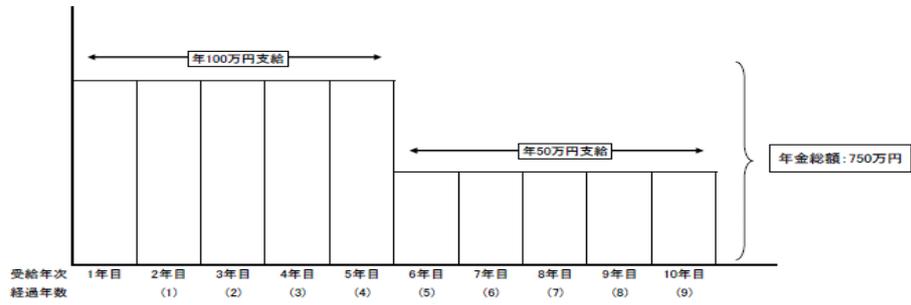
そこで、このような種々な支払方法に対応するため、前記 i から v により計算された支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上となる場合に設けられた調整規定が前記 vi です。

～参考(総収入金額算入額の調整1)～

総収入金額算入額と年金支払額との調整(1)

1. 対象となる年金(前厚型年金の場合)

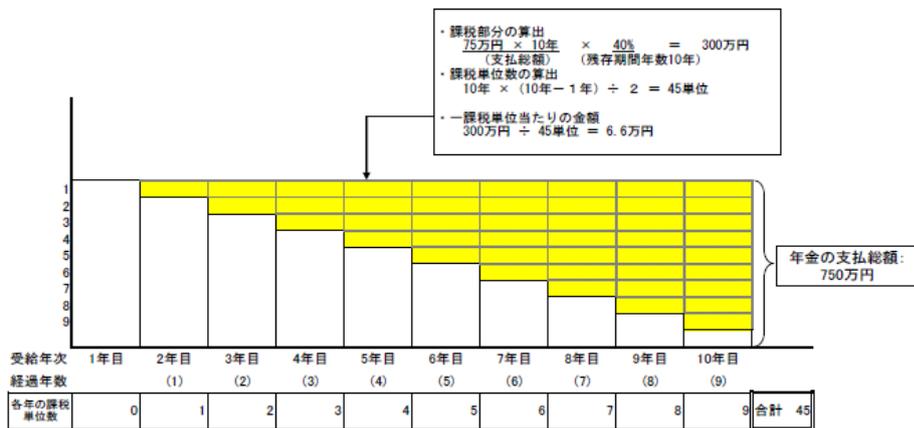
(事例:確定年金)
年金の支払総額:750万円
残存期間年数:10年



総収入金額算入額と年金支払額との調整(2)

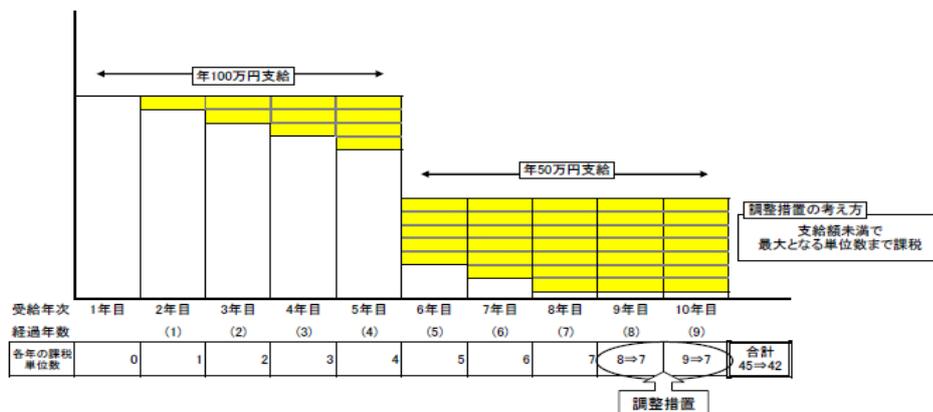
2. 総収入金額算入額の計算(年金の支払総額を残存期間年数で平準化)

(事例:確定年金)
年金の支払総額:750万円
残存期間年数:10年



総収入金額算入額と年金支払額との調整(3)

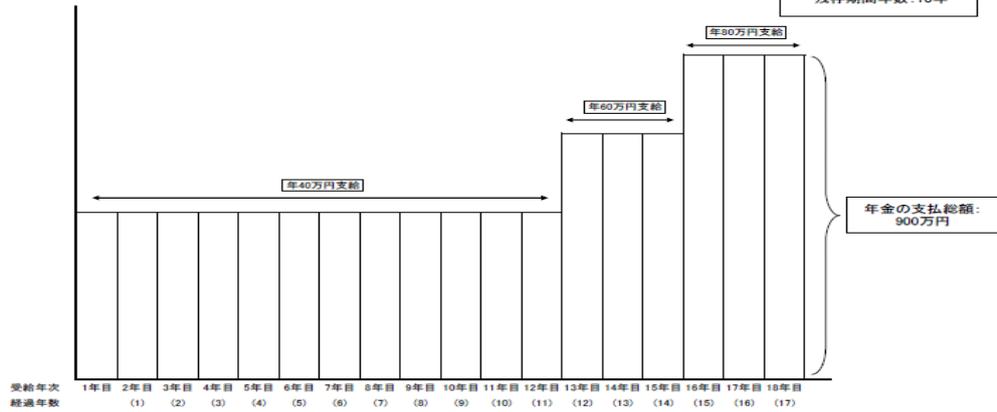
3. 総収入金額算入額と年金支払額との調整措置



総収入金額算入額と年金支払額との調整(4)

1. 対象となる年金(育英年金の場合)

(事例: 確定年金)
年金の支払総額: 900万円
残存期間年数: 18年

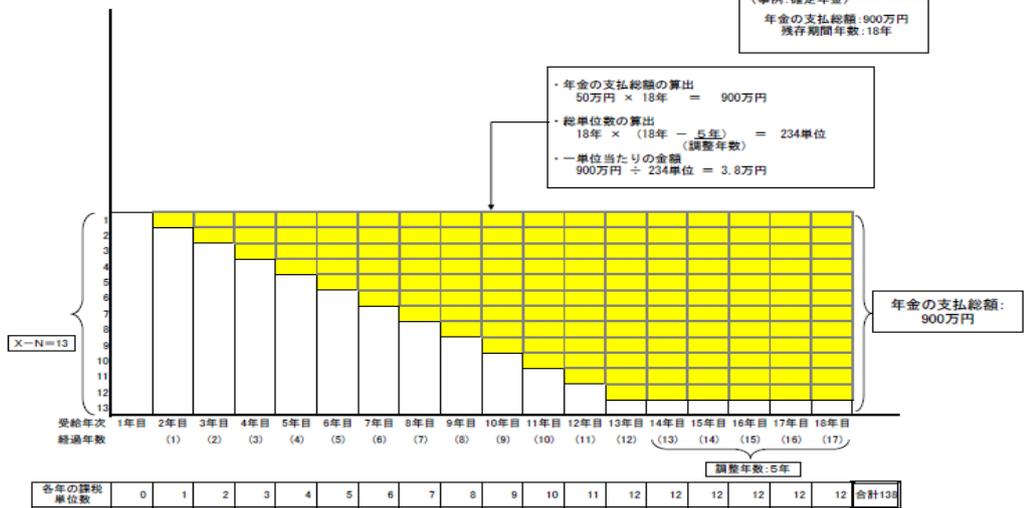


総収入金額算入額と年金支払額との調整(5)

2. 総収入金額算入額の計算(年金の支払総額を残存期間年数で平準化)

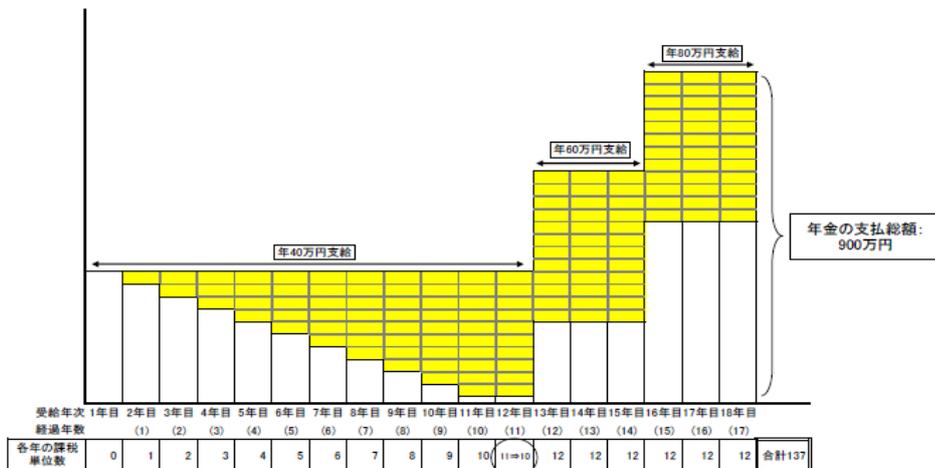
(事例: 確定年金)
年金の支払総額: 900万円
残存期間年数: 18年

・年金の支払総額の算出
50万円 × 18年 = 900万円
・総単位数の算出
18年 × (18年 - 5年) = 234単位
(調整年数)
・一単位当たりの金額
900万円 ÷ 234単位 = 3.8万円



総収入金額算入額と年金支払額との調整(6)

3. 総収入金額算入額と年金支払額との調整措置



vii 剰余金又は割戻金の総収入金額算入

年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185①七)。

viii 必要経費算入額の計算等

居住者が支払を受ける年金の次のイ又はロの区分に応じそれぞれ次のイ又はロにより計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入します(令 185①八、九、十一)。

なお、生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、次のイ(ロ)の保険料又は掛金の総額は、その生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、イ(イ) a 又は b の支払総額又は支払総額見込額と当該一時金の額との合計額のうち当該支払総額又は支払総額見込額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下切上げ)を乗じて計算した金額となります(令 185①十、十一)。

イ 保険金受取人等である居住者が当初年金受取人(※)である場合

【算式】

保険金受取人等である居住者が支払を受ける年金の額(前記 i から vi により総収入金額に算入される部分の金額に限ります。)に、次の(イ)に掲げる金額のうち次の(ロ)に掲げる金額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下を切上げ)を乗じて計算した金額

(イ) 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

a その支払開始日において支払総額が確定している年金

…………… その支払総額

b その支払開始日において支払総額が確定していない年金

…………… 前記 ii から v によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

(ロ) その年金に係る生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

※ 「当初年金受取人」とは、年金の支払開始の日におけるその年金の支払を受ける者をいいます。

ロ 保険金受取人等である居住者以外の者が当初年金受取人である場合

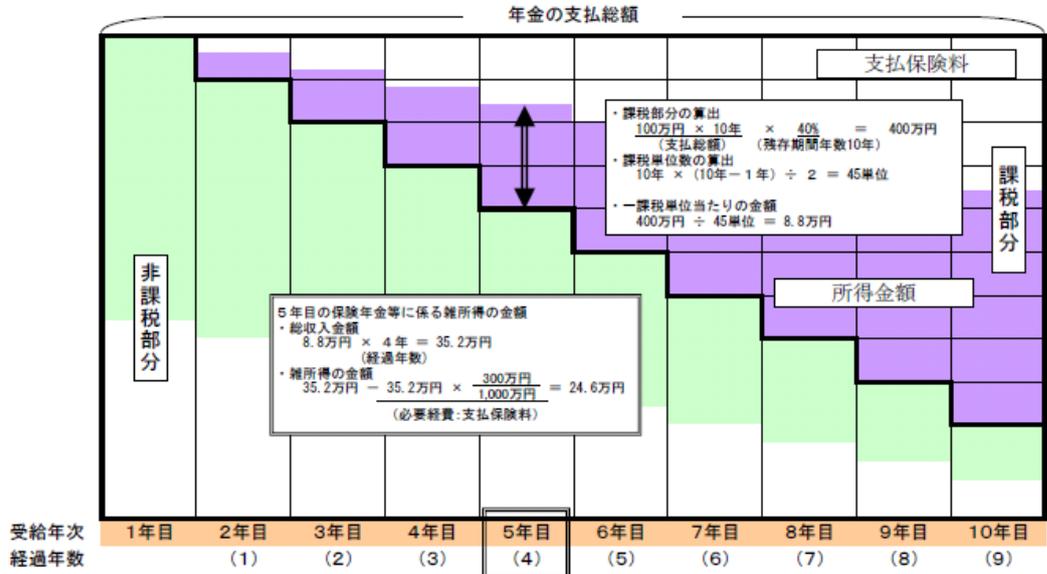
【算式】

保険金受取人等である居住者が支払を受ける年金の額(前記 i から vi により総収入金額に算入される部分の金額に限ります。)に、当初年金受取人であった者のその年金の支払開始の日における所得税法施行令第 183 条第 1 項第 2 号又は上記イの割合を乗じて計算した金額

保険年金に係る所得金額の計算(イメージ)
 =旧相続税法対象年金:残存期間10年=

(事例)

年100万円 残存期間年数10年
 支払保険料の総額300万円 の確定年金



その年の保険年金等に係る雑所得の金額 = 課税部分の総収入金額 - 課税部分の必要経費(支払保険料)※

※課税部分の必要経費 = 課税部分の総収入金額 × $\frac{\text{支払保険料の総額}}{\text{年金の支払総額}}$

② 新相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算

生命保険契約等に基づく年金(公的年金等を除きます。)の支払を受ける居住者が、新相続税法対象年金に係る保険金受取人等に該当する場合には、その者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、前記Ⅱ 1 の計算方法(所得税法施行令第 183 条第 1 項)によらず、次によることとされました(令 185②)。

その年に支払を受ける年金が、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金のいずれであるかにより、次の i から v により、その年金に係るその年分の雑所得に係る総収入金額に算入する金額を計算します。

なお、必要経費に算入する金額の計算については、前記①viiiに準じます(令 185②)。

～参考～

新相続税法第 24 条の規定は、原則として平成 23 年 4 月 1 日以後の相続、遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用することとされていますが、一定の場合には、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとされています。

したがって、平成 22 年分の所得税からこの「②新相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算」によって、年金に係る雑所得の金額を計算する場合が生じることとなります。

一方、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算では、支払を受ける年金について、課税部分と非課税部分に振り分けて課税するよう規定されるとともに、年金の支払開始の初年は支払を受ける年金の全額が非課税部分となり、2 年目以降は課税部分が同額ずつ階段状に増加していくよう規定されています。

したがって、新相続税法第 24 条の規定の適用がある場合の平成 22 年分の相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額は、「0」となります。

i 確定年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける確定年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その相続税評価割合(※)に基づく次のイ又はロに掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額に係る支払年金対応額の合計額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185②一)。

※ 「相続税評価割合」とは、その居住者に係る年金の支払総額のうちその年金に係る権利について新相続税法第 24 条の規定により評価された額の占める割合をいいます(令 185③三)。

イ 相続税評価割合が 50%を超える確定年金

【算式】
 一課税単位当たりの金額(※) × 経過年数

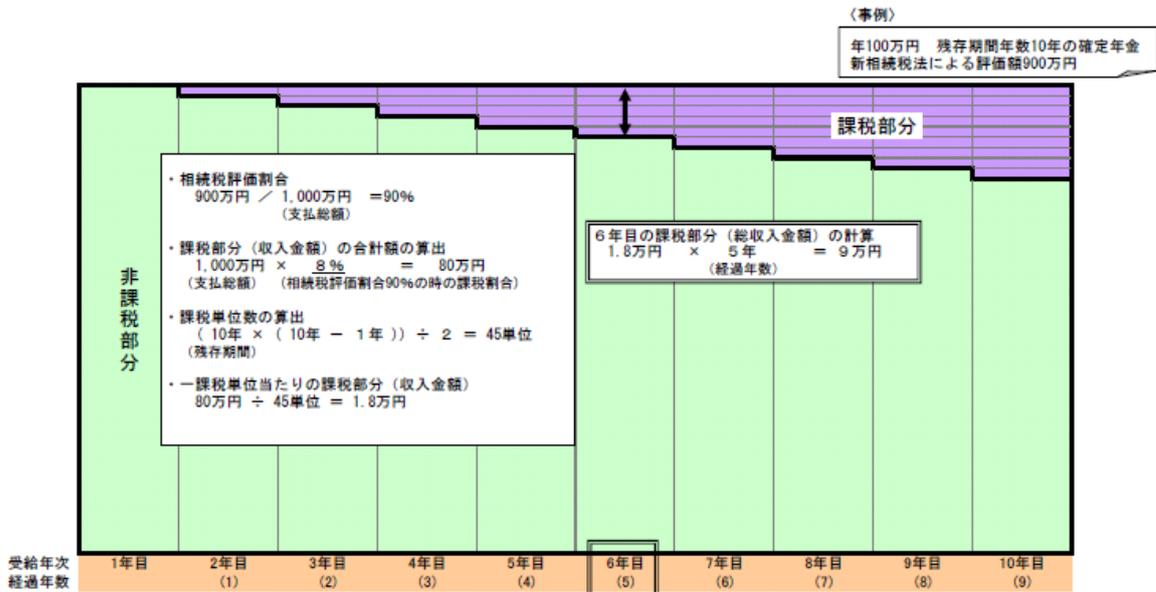
※ 一課税単位当たりの金額 = 確定年金の支払総額 × 課税割合(※a) ÷ 課税単位数(※b)

※a 課税割合は、相続税評価割合に応じそれぞれ次のとおりです(令 185③四)。

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

※b 課税単位数 = 残存期間年数 × (残存期間年数 - 1年) ÷ 2

保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
 = 新相続税法対象年金: 相続税評価割合 50% 超 =



算式

課税部分
 1課税単位当たりの金額 = 課税部分(※) ÷ 課税単位数(※※)

各年分の総収入金額算入額
 (課税部分) = 一課税単位当たりの金額 × 経過年数

※ 課税部分の金額 = 支払総額 × 課税割合
 ※※ 課税単位数 = 残存期間年数 × (残存期間年数 - 1年) ÷ 2

新相続税法対象年金の総収入金額算入額(課税部分)の計算の考え方

1 相続税評価割合の算定

相続税評価割合とは、以下の式で計算される割合

[算式] 相続税評価割合 = 相続税評価額 / 年金の支払総額又は支払総額見込額

2 相続税評価割合が50%超の場合の総収入金額算入額(課税部分)の計算方法

(1) 考え方

相続税評価割合が50%を超えていれば、旧相続税法対象年金の残存期間10年以下の場合と同様の計算方法により総収入金額算入額を計算することが可能。

(2) 相続税評価割合に応じて課税割合を定める

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%を超え55%以下の場合	45%	83%を超え86%以下の場合	14%
55%を超え60%以下の場合	40%	86%を超え89%以下の場合	11%
60%を超え65%以下の場合	35%	89%を超え92%以下の場合	8%
65%を超え70%以下の場合	30%	92%を超え95%以下の場合	5%
70%を超え75%以下の場合	25%	95%を超え98%以下の場合	2%
75%を超え80%以下の場合	20%	98%を超える場合	0
80%を超え83%以下の場合	17%	—	—

(3) 総収入金額算入額(課税部分)の計算

① 課税部分の合計額 = 年金の支払総額(又は支払総額見込額) × 課税割合

② 一単位当たりの課税部分 = 課税部分の合計額 ÷ 課税単位数(※)

※ 課税単位数 = 残存期間年数 × (残存期間年数 - 1年) ÷ 2

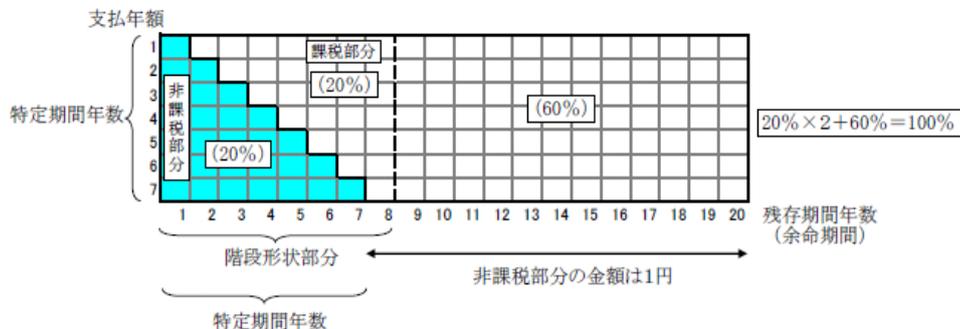
③ その年分の総収入金額算入額 = 一単位当たりの課税部分 × 経過年数
(収入金額)

3 相続税評価割合が50%以下の場合の総収入金額算入額(課税部分)の計算方法

(1) 考え方

残存期間の初期に先ず階段形状部分を作り、その後非課税部分の金額を1円(残存価額)とする。

(イメージ図: 相続税評価割合が20%の場合)



(2) 特定期間年数の計算

相続税評価割合に応じて特定期間年数割合を定め、次の算式に基づき特定期間年数を計算

(算式)

特定期間年数(※) = 残存期間年数 × 特定期間年数割合 - 1年

※ 端数切り上げ

相続税評価割合	特定期間年数割合	相続税評価割合	特定期間年数割合
10%以下の場合	20%	30%を超え40%以下の場合	80%
10%を超え20%以下の場合	40%	40%を超え50%以下の場合	100%
20%を超え30%以下の場合	60%	—	—

(3) 総収入金額算入額(課税部分)の計算方法

① 一単位当たりの金額 = 年金の支払総額 ÷ 総単位数 (注1) 支払総額 = 支払年額 × 残存期間年数
(注2) 総単位数 = 特定期間年数 × 残存期間年数

② その年分の総収入金額

a 特定期間内 その年分の総収入金額算入額 = 一単位当たりの金額 × 経過年数

b 特定期間終了後 その年分の総収入金額算入額 = 一単位当たりの金額 × 特定期間年数 - 1円

□ 相続税評価割合が50%以下の確定年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次のa又はbの算式により計算

a その支払を受ける日が特定期間(※1)内の日である場合

…………… 一単位当たりの金額(※2)×経過年数

b その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合

…………… 一単位当たりの金額×特定期間年数(※3)－1円

※1 「特定期間」とは、年金の支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいいます。

※2 一単位当たりの金額＝確定年金の支払総額÷総単位数(※)

※ 総単位数＝特定期間年数×残存期間年数

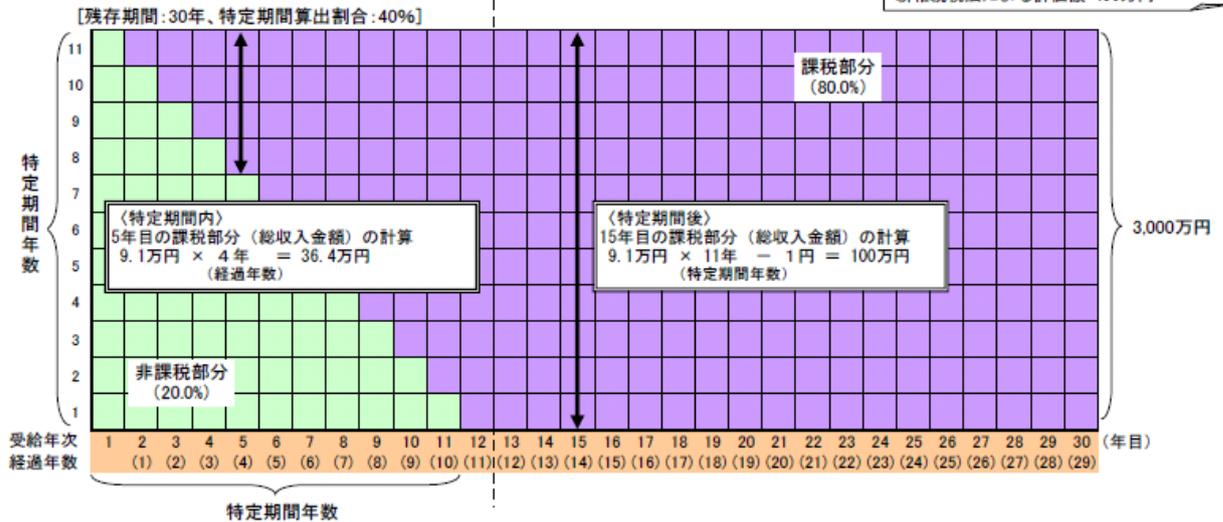
※3 特定期間年数は、残存期間年数に相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した年数から1年を控除した年数(1年未満の端数切上げ)をいいます。

相続税評価割合	割合	相続税評価割合	割合
10%以下	20%	30%超 40%以下	80%
10%超 20%以下	40%	40%超 50%以下	100%
20%超 30%以下	60%	—	—

保険年金の課税・非課税部分の振り分け(イメージ)
＝新相続税法対象年金:相続税評価割合50%以下＝

(事例)

年100万円 残存期間年数30年の確定年金
新相続税法による評価額 450万円



- | | |
|--|--|
| (1) 相続税評価割合の算出
450万円 / 100万円 × 30年 = 15% | (4) 総単位数の算出
11年 × 30年 = 330単位
(特定期間年数) (残存期間) |
| (2) 特定期間年数割合への換算
40% (相続税評価割合が10%超20%以下の場合) | (5) 一単位当たりの課税部分(収入金額)
3,000万円 ÷ 330単位 = 9.1万円
(支払総額) |
| (3) 特定期間年数の算出
30年 × 40% - 1年 = 11年
(残存期間) (特定期間算出割合) | |

ii 終身年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける終身年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その相続税評価割合(※)に基づく次のイ又はロに掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額に係る支払年金対応額の合計額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185②二)。

※ 「相続税評価割合」とは、その居住者に係る年金の支払総額見込額(ii から vによりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額をいいます。)のうち、その年金に係る権利について新相続税法第 24 条の規定により評価された額の占める割合をいいます(令 185③三)。

イ 相続税評価割合が 50%を超える終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が余命期間内の日である場合

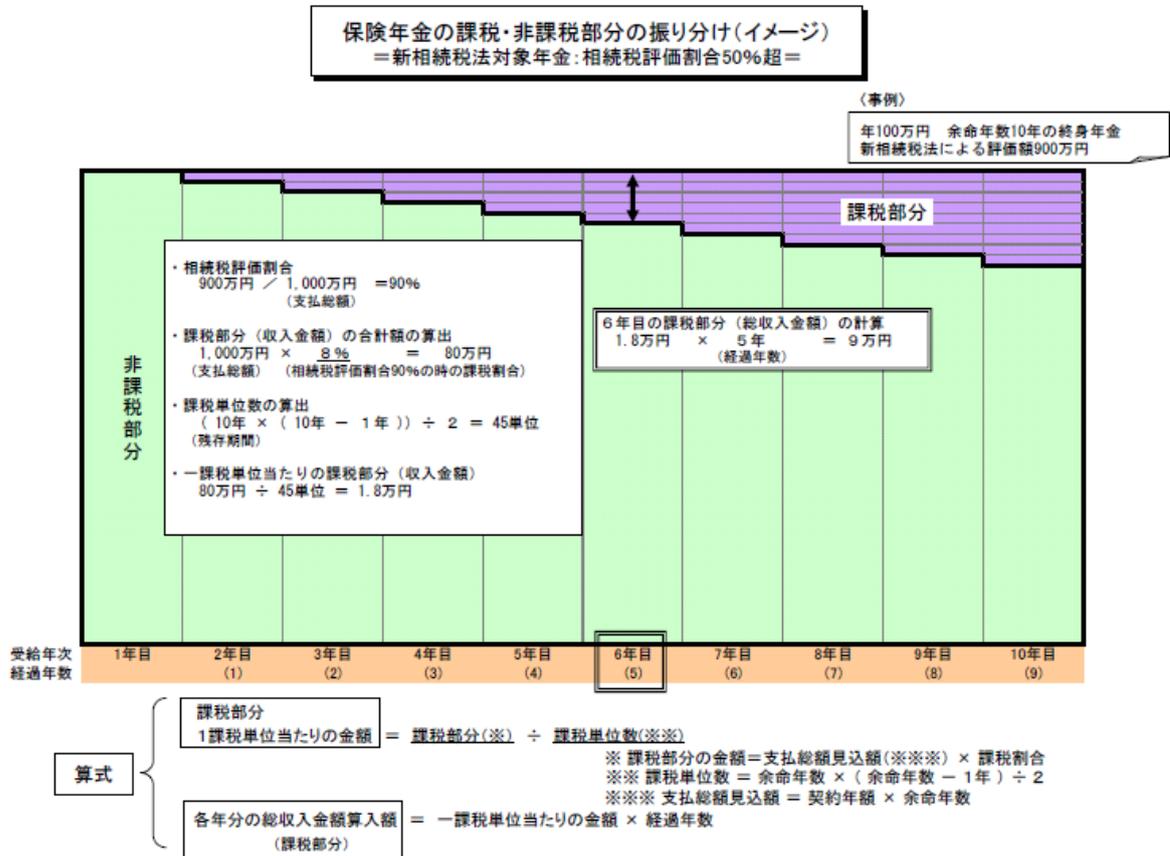
…………… 一課税単位当たりの金額(※) × 経過年数

b その支払を受ける日が余命期間の終了の日後である場合

…………… 一課税単位当たりの金額 × (支払開始日余命年数 - 1年)

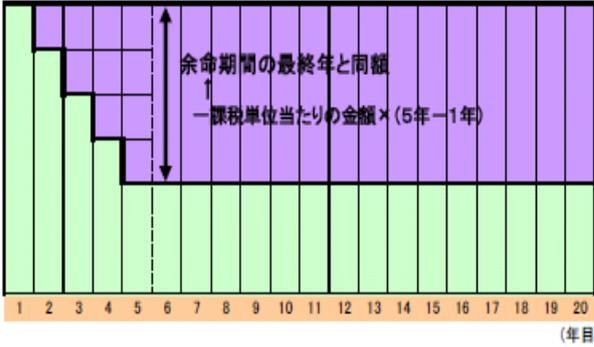
※ 一課税単位当たりの金額 = 年金支払総額見込額 × 課税割合 ÷ 課税単位数(※)

※ 課税単位数 = 支払開始日余命年数 × (支払開始日余命年数 - 1年) ÷ 2

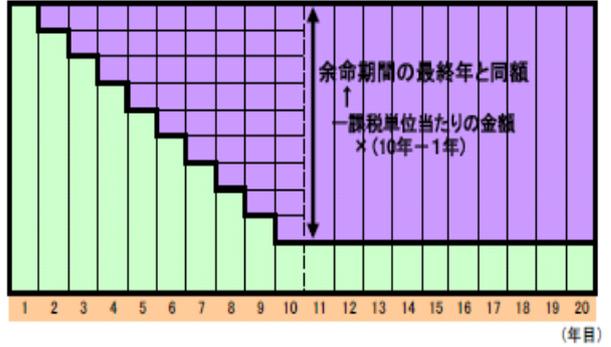


終身年金(新相続税法対象年金)
 =余命年数を超えて年金を受け取る場合=

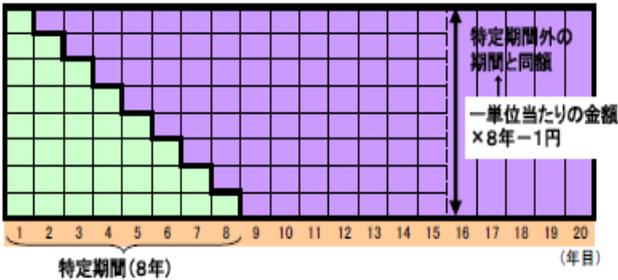
○ 課税割合が30%であり、かつ、余命年数が5年(男性82歳～、女性87歳～)の場合



○ 課税割合が40%であり、かつ、余命年数が10年(男性72歳～、女性76歳～)の場合



○ 課税割合が70%であり、かつ、余命年数15年(男性65歳～、女性69歳～)の場合



余命期間経過後の年分における総収入金額算入額の計算

- 課税割合が45%以下の場合〔余命期間最終年と同額〕
 その年分の総収入金額算入額
 = 一課税単位当たりの金額 × (余命年数 - 1年)
- 課税割合が50%以上の場合〔特定期間外の期間と同額〕
 その年分の総収入金額算入額
 = 一単位当たりの金額 × 特定期間年数 - 1円

□ 相続税評価割合が50%以下の終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が特定期間(※1)内の日である場合

………… 一単位当たりの金額(※2) × 経過年数

b その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合

………… 一単位当たりの金額 × 特定期間年数(※3) - 1円

※1 「特定期間」とは、年金の支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいいます。

※2 一単位当たりの金額 = 年金支払総額見込額 ÷ 総単位数(※)

※ 総単位数 = 特定期間年数 × 支払開始日余命年数

※3 特定期間年数は、支払開始日余命年数に相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した年数から1年を控除した年数(1年未満の端数切上げ)をいいます。

相続税評価割合	割合	相続税評価割合	割合
10%以下	20%	30%超 40%以下	80%
10%超 20%以下	40%	40%超 50%以下	100%
20%超 30%以下	60%	—	—

iii 有期年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける有期年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ又はロに掲げる有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185②三)。

イ 次のロに掲げる有期年金以外の有期年金

【算式】

その有期年金について、支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

ロ 支払期間年数が支払開始日余命年数を超える有期年金

【算式】

その有期年金について、その有期年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記① ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

iv 特定終身年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける特定終身年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ又はロに掲げる特定終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185②四)。

イ 次のロに掲げる特定終身年金以外の特定終身年金

【算式】

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が保証期間内の日である場合

…………… その特定終身年金について、保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定終身年金の契約年額に保証期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

b その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合

…………… その保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうち a により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

ロ 支払開始日余命年数が保証期間年数を超える特定終身年金

【算式】

その特定終身年金について、その特定終身年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記① ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

v 特定有期年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける特定有期年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、次のイ又はロの特定有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める算式により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 185②五)。

イ 次のロに掲げる特定有期年金以外の特定有期年金

【算式】

その特定有期年金について、支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

ロ 支払期間年数が支払開始日余命年数を超える特定有期年金

【算式】

(イ)又は(ロ)の特定有期年金の区分に応じそれぞれ(イ)又は(ロ)により計算

(イ) 次の(ロ)に掲げる特定有期年金以外の特定有期年金

その支払を受ける日に応じて次の a 又は b の算式により計算

a その支払を受ける日が保証期間内の日である場合

…………… その特定有期年金について、保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(特定有期年金の契約年額に保証期間に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額)を支払総額とする確定年金とみなして前記 i の例により計算した金額

b その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合

…………… その保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうち a により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

(ロ) 支払開始日余命年数が当該保証期間年数を超える特定有期年金

その特定有期年金について、その特定有期年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(前記① ii イにおける支払総額見込額をいいます。)とする終身年金とみなして前記 ii の例により計算した金額

新相続税法対象年金（生保年金）の総収入金額の計算

種 類	総収入金額算入額（課税所得）の計算
①確定年金 【所令 185②一】	相続税評価割合で区分した上で、 支払総額と残存期間年数を基に所得金額を計算
②終身年金 【所令 185②二】	相続税評価割合で区分した上で、 支払総額見込額と余命年数を基に所得金額を計算
③有期年金 【所令 185②三】	以下の a と b の年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a 支払期間（有期の期間）の年数 … ①の確定年金として計算 b 余命年数 … ②の終身年金として計算
④特定終身年金 （保証期間付終身年金） 【所令 185②四】	以下の a と b の年数のいずれか長い方の年金として、所得金額を計算 a 保証期間の年数 … ①の確定年金として計算 b 余命年数 … ②の終身年金として計算
⑤特定有期年金 （保証期間付有期年金） 【所令 185②五】	第一段階（支払期間との関係） 以下の a と b の年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a 支払期間（有期の期間）の年数 … ①の確定年金として課税 b 余命年数 → 第二段階へ 第二段階（保証期間との関係） 以下の b と c の年数のいずれか長い方の年金として、所得金額を計算 b 余命年数 … ②の終身年金として課税 c 保証期間の年数 … ①の確定年金として課税

支払開始日に支払総額が確定していない年金

vi 総収入金額算入額（支払年金対応額）が年金支払額を超える場合の調整

その支払を受ける年金につき前記 i 又は ii（前記 iii から v までの例によることとされる場合を含みます。）により計算した支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合には、支払年金対応額は、前記 i 又は ii における一課税単位当たりの金額又は一単位当たりの金額の整数倍の金額にその年金の額に係る月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額のうち当該年金の額に満たない最も多い金額とします（令 185②六）。

vii 剰余金又は割戻金の総収入金額算入

年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します（令 185②七）。

2 相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算

(1) 制度の概要

相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおりとされました(令 186)。

① 旧相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算(令 186①)

その年に支払を受ける年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金(いわゆる保証期間付有期年金)の種類に応じて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算(前記 1 (1)① i 又は v)の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入します。

② 新相続税法対象年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算(令 186②)

その年に支払を受ける年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金の種類に応じて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算(前記 1 (1)② i 又は v)の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入します。

相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算の主な構成 (所令 186 条)

1 : 旧相続税法対象年金	2 : 新相続税法対象年金
(1) 総収入金額算入額の計算	(1) 総収入金額の計算
① 確定型年金 〔第 185 条第 1 項第 1 号の生保契約の 確定年金の例により計算〕	① 確定型年金 〔第 185 条第 2 項第 1 号の生保契約の 確定年金の例により計算〕
② 特定有期型年金 〔第 185 条第 1 項第 5 号の生保契約の 特定有期年金の例により計算〕	② 特定有期型年金 〔第 185 条第 2 項第 5 号の生保契約の 特定有期年金の例により計算〕
③ 総収入金額算入額が年金支払額を 超える場合の計算の特例	③ 総収入金額算入額が年金支払額を 超える場合の計算の特例
(2) 必要経費算入額の計算	(2) 必要経費算入額の計算

(2) 制度の詳細

① 旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算

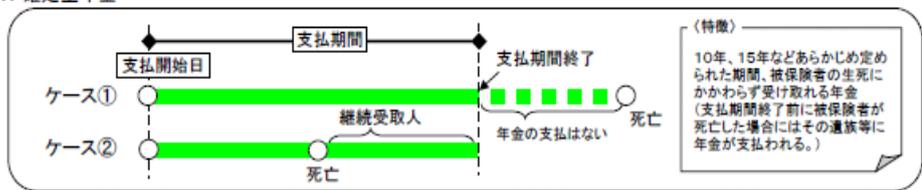
損害保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、旧相続税法対象年金に係る保険金受取人等に該当する場合には、その者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、前記 II 2 の計算方法(所得税法施行令第 184 条第 1 項)によらず、次によることとされました(令 186①)。

その年に支払を受ける年金が、確定型年金又は特定有期型年金のいずれであるかにより、次の i 又は ii により、その年金に係るその年分の雑所得に係る総収入金額に算入する金額を計算します。

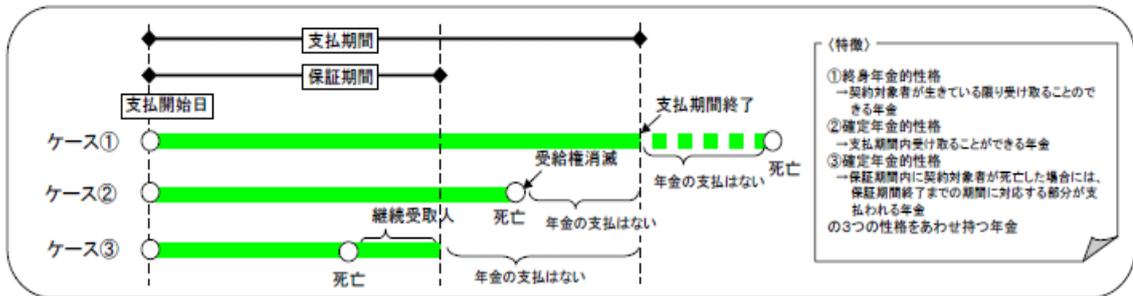
種類	内容
確定型年金 (令 186①一)	年金の支払開始日において支払総額が確定している年金
特定有期型年金 (令 186①二)	年金の支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者がその支払開始日以後一定期間(以下「保証期間」といいます。)内に死亡した場合にはその死亡した日からその保証期間の終了の日までの期間に相当する部分の金額の支払が行われるもの

各種年金のイメージ

1. 確定型年金



2. 特定有期型年金(保証期間付有期年金)



i 確定型年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける確定型年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その確定型年金について前記1(2)①iの確定年金とみなして前記1(2)①iの例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令186①一)。

ii 特定有期型年金の総収入金額算入額の計算

その年に支払を受ける特定有期型年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その特定有期型年金について前記1(2)①vの特定有期年金とみなして前記1(2)①vの例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令186①二)。

旧相続税法対象年金(損保年金)の総収入金額の計算

種類	支払方法	定額型
① 確定型年金 [所令186①一]		<p><第185条第1項第1号の生保契約の確定年金とみなして計算> <u>残存期間年数</u>を基に所得金額を計算</p>
② 特定有期型年金 (保証期間付有期年金) [所令186①二]		<p><第185条第1項第5号の生保契約の特定有期年金とみなして計算> 第一段階(支払期間との関係) 以下のaとbの年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a <u>支払期間(有期の期間)の年数</u> … 確定年金として計算 b <u>余命年数</u> ⇒ 第二段階へ</p> <p>第二段階(保証期間との関係) 以下のcとdの金額のいずれか多い方の年金として、所得金額を計算 c <u>余命期間経過時点の非課税所得累計額</u> … 終身年金として計算 d <u>保証期間経過時点の非課税所得累計額</u> … 確定年金として計算</p>

支払開始日に支払総額が確定していないもの

iii 総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整

前記1(2)①viは、前記i及びiiにより計算した金額に係る支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合について準用します(令186①三)。

iv 剰余金又は割戻金の総収入金額算入

年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令186①四)。

v 必要経費算入額の計算等

居住者が支払を受ける年金の次のイ又はロの区分に応じそれぞれ次のイ又はロにより計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入します(令 186①五、六、七)。

イ 保険金受取人等である居住者が当初年金受取人である場合

【算式】

保険金受取人等である居住者が支払を受ける年金の額(前記 i から iii までにより総収入金額に算入される部分の金額に限ります。)に、次の(i)に掲げる金額のうち次の(ロ)に掲げる金額の占める割合(小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下切上げ)を乗じて計算した金額

(i) 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

a その支払開始日において支払総額が確定している年金

…………… その支払総額

b その支払開始日において支払総額が確定していない年金

…………… 前記 ii によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

(ロ) その年金に係る損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

ロ 保険金受取人等である居住者以外の者が当初年金受取人である場合

【算式】

保険金受取人等である居住者が支払を受ける年金の額(前記 i から iii により総収入金額に算入される部分の金額に限ります。)に、その当初年金受取人に係る年金の支払開始の日における所得税法施行令第 184 条第 1 項第 2 号又は上記イの割合を乗じて計算した金額

② 新相続税法対象年金に係る雑所得の金額の計算

損害保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、新相続税法対象年金に係る保険金受取人等に該当する場合には、その者のその支払を受ける年分のその年金に係る雑所得の金額の計算については、前記Ⅱ 2 の計算方法(所得税法施行令第 184 条第 1 項)によらず、次によることとされました(令 186②)。

その年に支払を受ける年金が、確定型年金又は特定有期型年金のいずれであるかにより、次の i 又は ii により、その年金に係るその年分の雑所得に係る総収入金額に算入する金額を計算します。

なお、必要経費に算入する金額の計算については、前記① v に準じます(令 186②)。

i 確定型年金の総収入金額の計算

その年に支払を受ける確定型年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その確定型年金について前記 1 (2)② i の確定年金とみなして前記 1 (2)② i の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 186②一)。

ii 特定有期型年金の総収入金額の計算

その年に支払を受ける特定有期型年金の額(年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除きます。)のうち、その特定有期型年金について前記 1 (2)② v の特定有期年金とみなして前記 1 (2)② v の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 186②二)。

新相続税法対象年金(損保年金)の総収入金額の計算

種類	支払方法	定額型
① 確定年金 [所令 186②一]		<第 185 条第 2 項第 1 号の生保契約の確定年金とみなして計算> 相続税評価割合を基に所得金額を計算
② 特定有期型年金 (保証期間付有期年金) [所令 186②二]		<第 185 条第 2 項第 5 号の生保契約の特定有期年金とみなして計算> 第一段階(支払期間との関係) 以下の a と b の年数のいずれか短い方の年金として、所得金額を計算 a 支払期間(有期の期間)の年数 … 確定年金として課税 b 余命年数 ⇒ 第二段階へ
		第二段階(保証期間との関係) 以下の b と c の年数のいずれか長い方の年金として、所得金額を計算 b 余命年数 … 終身年金として課税 c 保証期間の年数 … 確定年金として課税

支払開始日に支払総額が
確定していないものが

iii 総収入金額算入額(支払年金対応額)が年金支払額を超える場合の調整

前記 1 (2)② vi は、前記 i 及び ii により計算した金額に係る支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合について準用します(令 186②三)。

iv 剰余金又は割戻金の総収入金額算入

年金の支払開始日以後にその年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入します(令 186②四)。

3 適用関係

この改正は、平成 22 年分以後の所得税についての雑所得の金額の計算及び所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 22 年政令第 214 号)の施行日(平成 22 年 10 月 20 日)以後に確定申告書を提出する場合又は同日以後に更正の請求を行う場合における生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算又は損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について適用することとされています(改正政令附則 2)。

～参考～

具体的な適用関係は、以下のとおりです。

- (1) 平成 22 年以降に相続等により年金受給権を取得し、かつ、受給を開始した者の平成 22 年分以後の所得税について適用されます。

また、平成 21 年以前に相続等により年金受給権を取得し、既に年金を受給している者の平成 22 年分以後の所得税についても適用されます。

- (2) 施行日(平成 22 年 10 月 20 日)以後に確定申告書を提出する場合には、平成 22 年分以後の所得税に係る確定申告書だけでなく、施行日において提出することができる平成 21 年分以前の年分の所得税に係る確定申告書も含まれます。
- (3) 施行日以後に国税通則法に定める更正の請求を行う場合には、平成 22 年分以後の年分の所得税に係る更正の請求だけでなく、施行日において行うことができる平成 21 年分以前の年分の所得税に係る更正の請求も含まれます。

国税通則法第 23 条第 2 項の更正の請求については、平成 22 年 10 月 20 日付課個 2-25 ほか 1 課共同『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について』(法令解釈通達)を発遣し、この法令解釈通達において従来の取扱いを変更したことを受けて、納税者がその事実を知った日から 2 月の間行うことができます。

- ※ 税務署長が決定や更正を行う場合についても、当然に、平成 22 年分以後の所得税についてのみでなく、平成 21 年分の所得税についても適用があります。

～参考～

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算において、年金の支払開始の初年は支払を受ける年金の全額が非課税部分となり、2 年目以降は課税部分が同額(一単位)ずつ階段状に増加していくよう規定されていることから、その年分の生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算において、一単位当たり金額を算出することにより、総収入金額に算入する金額はその年分に対応する経過年数に応じて求めることができます。

例えば、過去の複数年分について更正の請求を行う場合などにおいて、一単位当たりの金額を算出し、そのいずれか 1 の年分に係る経過年数を算出することより、更正の請求を行おうとする全ての年分に係る雑所得の金額の計算上総収入金額に算入する金額を簡易に計算することができます。

IV 法令解釈通達の解説

平成 22 年 10 月 20 日付課個 2-25 ほか 1 課共同『『所得税基本通達の制定について』の一部改正等について』（法令解釈通達）により、所得税基本通達の一部を改正しました。

この改正は、相続により取得したものとみなされる生命保険契約に基づく年金に係る雑所得の金額の取扱いについて最高裁判所の判決（平成 22 年 7 月 6 日）があったこと及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 214 号）が施行されたことを受けて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算についての従来の取扱いを変更するとともに、次に掲げる法令解釈通達について改正等しました。

1 雑所得の例示

（下線を付した部分は改正部分）

35—1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
- (2) いわゆる学校債、組合債等の利子
- (3) 公社債の償還差益又は発行差金
- (4) 定期積金に係る契約又は銀行法第 2 条第 4 項（定義等）の契約に基づくいわゆる給付補てん金
- (5) 通則法第 58 条第 1 項（還付加算金）又は地方税法第 17 条の 4 第 1 項（還付加算金）に規定する還付加算金
- (6) 土地収用法第 90 条の 3 第 1 項第 3 号（加算金の裁決）に規定する加算金及び同法第 90 条の 4（過怠金の裁決）に規定する過怠金
- (7) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金（いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。）
- (8) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24—2 により配当所得とされないもの
- (9) 令第 183 条第 1 項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）、令第 184 条第 1 項（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）、令第 185 条（相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）及び令第 186 条（相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）の規定の適用を受ける年金
- (10) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第 204 条第 1 項第 7 号（源泉徴収義務）に掲げる契約金
- (11) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (12) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品

【解説】

省略

35—3 令第 183 条第 1 項、令第 184 条第 1 項、令第 185 条又は令第 186 条の規定の対象となる年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えない。

(注) 死亡を給付事由とする生命保険契約等の給付事由が発生した場合において当該生命保険契約等に基づく年金の支払に代えて受給開始日以前に支払われる一時金については、9—18 参照

【解説】

保険契約期間の満了により一時に支払を受ける満期保険金については一時所得の収入金額となり、保険年金契約により支払を受ける年金については雑所得の収入金額となります。

一方、例えば、特定終身年金(いわゆる保証期間付終身年金)には、保証期間分に係る年金を一括して支払を受けることができ、また、保証期間経過後に契約対象者が生存している場合には、年金の支払を受けることができますものがあります。

本通達は、所得税法施行令第 183 条第 1 項、第 184 条第 1 項、第 185 条又は第 186 条の規定の対象となる年金の受給資格者が年金に代えて支払を受ける一時金に係る所得区分について、明らかにしたものです。

① 年金の支払開始日以前に支払われるもの …… 一時所得

※ 死亡を給付事由とする生命保険契約等の給付事由が発生した場合において、当該年金の受給資格者が当該年金の支払開始日以前に支払われるものは、所得税非課税。

② 年金の支払開始日後に支払われるもの

i 将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの …… 一時所得

ii 将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの以外のもの …… 雑所得

なお、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合のその支払を受ける年金については、所得税課税部分と非課税部分に振り分けて課税することと規定されているところ、年金の受給資格者に対して支払われる一時金に係る各所得の総収入金額に算入する金額についても、これに準じて取り扱うべきであると考えられます。

(注) 前記の特定終身年金について保証期間分に係る年金を一括して支払を受けた場合(保証期間経過後に契約対象者が生存しているときには、年金の支払を受けることができるもの)のその一時金に係る所得区分は、雑所得となります。

なお、一時金の支払により契約が消滅する場合、例えば、確定年金において将来の年金給付の総額に代えて一時金を受けることで契約が終了する場合のその一時金に係る所得区分は一時所得となります。

～参考～

年金の受給資格者が年金の受給開始日後に支払を受ける一時金について、その一時金の支払が将来の年金給付の総額に代えての支払である場合、その一時金の額が年金支払総額(見込額)に満たないときがあります。

この満たないこととなる額(いわゆる減額される部分の額)の算定方法等については、個々の生命保険契約等の内容により異なりますが、今回の最高裁判決(平成 22 年 7 月 6 日)において、相続税の対象となる年金受

給権の価額は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と年金の総額との差額は、当該各年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものと判示されたこと、また、一般的には、このような減額は運用益相当部分から行われるものであると考えられることから、一時所得の金額の計算にあたっては、次のように取り扱うこととして差し支えないものと考えます。

〔 残存期間年数が10年の確定年金について、受給開始6年後に将来4年分の年金給付の総額に代えて一時金の支払を受けた場合の計算例 〕

1 単位当たりの金額 × 将来4年分に相当する課税単位数 = 一時所得の総収入金額(A)

(A) × 年金の支払総額に占める保険料又は掛金の総額の割合 = 必要経費の額(B)

(A) - (B) - 減額された金額 - 50万円 = 一時所得の金額

35—4の2 令第185条の規定の適用において、その年に支払を受ける生命保険契約等に基づく年金が同条に規定する確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金であるかどうかは、当該年金の支払を受ける者の当該年金の令第185条第1項第1号に規定する支払開始日の現況において判定することに留意する。

令第186条の規定の適用において、その年に支払を受ける損害保険契約等に基づく年金が同条に規定する確定型年金又は特定有期型年金であるかどうかの判定も同様であることに留意する。

【解説】

所得税法施行令第185条の規定の適用においては、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金のいずれであるかにより、それに応じた計算方法で雑所得の金額の計算上総収入金額に算入する金額を計算することとされています。

本通達は、当該規定の適用において、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金が、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金のいずれであるかの判定は、当該年金の支払を受ける者の当該年金の支払開始日の現況において判定することを留意的に明らかにしたものです。

これは、例えば、甲(被相続人)の生命保険契約においては保証期間付終身年金であっても、当該保証期間内に甲が死亡したことにより、当該保険契約に係る年金を相続した乙が残りの保証期間内に支払を受ける年金は、確定年金として当該規定の適用を受けることとなります。

なお、同令第186条の規定の適用において、損害保険契約等に基づく年金が、確定型年金又は特定有期型年金のいずれであるかについても同様です。

4 保証期間における当初年金受取人の契約年額と当初年金受取人以外の者の契約年額が異なる場合

新設

35—4の3 その年に支払を受ける生命保険契約等に基づく年金が令第185条第1項第4号に規定する特定終身年金又は同項第5号に規定する特定有期年金である場合において、支払総額見込額の計算の基礎となる年数が保証期間年数とされるもので、同項第8号に規定する当初年金受取人に係る契約年額と当初年金受取人の死亡後その親族その他の者(以下、この項において「当初年金受取人以外の者」という。)に係る契約年額とが異なるときにおける同条の規定の適用については、当該支払総額見込額は、当初年金受取人の契約年額に当初年金受取人に係る支払開始日余命年数を乗じて計算した金額と当初年金受取人以外の者の契約年額に保証期間年数と当該支払開始日余命年数との差に相当する年数を乗じて計算した金額の合計額とする。

令第186条の規定の適用において、その年に支払を受ける損害保険契約等に基づく年金が同条第1項第2号に規定する特定有期型年金である場合も同様であることに留意する。

【解説】

本通達は、所得税法施行令第185条の規定の適用において、その年に支払を受ける生命保険契約等に基づく年金が特定終身年金又は特定有期年金である場合において、支払総額見込額の計算の基礎となる年数が保証期間年数とされるもので、当初年金受取人に係る契約年額と当初年金受取人の死亡後その親族その他の者(以下「当初年金受取人以外の者」といいます。)に係る契約年額とが異なるときは、当該支払総額見込額は、当初年金受取人の契約年額に当初年金受取人に係る支払開始日余命年数を乗じて計算した金額と当初年金受取人以外の者の契約年額に保証期間年数と当該支払開始日余命年数との差に相当する年数を乗じて計算した金額の合計額とすることを明らかにしたものです。

【算式】

$$\begin{aligned} \text{支払総額見込額} &= \text{当初年金受取人の契約年額} \times \text{甲の余命年数} \\ &\quad + \text{当初年金受取人以外の契約年額} \times (\text{保証期間年数} - \text{甲の余命年数}) \end{aligned}$$

なお、同令第186条の規定の適用において、損害保険契約等に基づく年金が特定有期型年金である場合も同様です。